

第百六十八回国会
衆議院

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに
イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会議録

第五号

平成十九年十月三十日(火曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 深谷 隆司君

理事 田中 和徳君 理事 中谷 元君

理事 西村 康稔君 理事 西銘恒三郎君

理事 浜田 靖一君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 渡辺 周君 理事 赤松 正雄君

新井 悦二君 伊藤 信太郎君

伊藤 忠彦君 石原 宏高君

岩屋 毅君 越智 隆雄君

大塚 拓君 亀岡 偉民君

北村 茂男君 北村 誠吾君

河野 太郎君 杉田 元司君

鈴木 馨祐君 鈴木 淳司君

蘭浦健太郎君 平 将明君

富岡 勉君 中根 一幸君

中森ふくよ君 西本 勝子君

野田 聖子君 橋本 岳君

増原 義剛君 松本 洋平君

三原 朝彦君 宮澤 洋一君

矢野 隆司君 大島 敦君

川内 博史君 古賀 一成君

近藤 昭一君 田嶋 要君

長島 昭久君 伴野 豊君

松野 頼久君 三谷 光男君

森本 哲生君 田端 正広君

富田 茂之君 赤嶺 政賢君

笠井 亮君 阿部 知子君

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

国務大臣
(内閣官房長官)

福田 康夫君
高村 正彦君
石破 茂君
町村 信孝君

外務副大臣

防衛副大臣

防衛大臣政務官

政府特別補佐人

(内閣法制局長官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(外務省北米局長)

政府参考人

(外務省中東アフリカ局長)

政府参考人

(外務省国際法局長)

政府参考人

(外務省領事局長)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人

(防衛省運用企画局長)

政府参考人

(防衛省人事教育局長)

衆議院調査局国際テロリ

ズの防止及び我が国の協力

支援活動並びにイラク人道

復興支援活動等に関する特

別調査室長

委員の異動

十月三十日

辞任

越智 隆雄君

補欠選任

亀岡 偉民君

小野寺五典君

江渡 聡徳君

寺田 稔君

宮崎 礼壹君

小澤 俊朗君

鈴木 敏郎君

梅本 和義君

廣木 重之君

西宮 伸一君

奥田 紀宏君

小松 一郎君

谷崎 泰明君

小川 秀樹君

中江 公人君

金澤 博範君

高見澤将林君

渡部 厚君

金澤 昭夫君

北村 茂男君

三原 朝彦君

吉川 貴盛君

岩屋 毅君

鈴木 淳司君

平 将明君

森本 哲生君

笠井 亮君

蘭浦健太郎君

吉川 貴盛君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

北村 茂男君

三原 朝彦君

吉川 貴盛君

松野 頼久君

赤嶺 政賢君

笠井 亮君

岩屋 毅君

鈴木 淳司君

平 将明君

森本 哲生君

笠井 亮君

蘭浦健太郎君

吉川 貴盛君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

衛省大臣官房長中江公人君、防衛省防衛政策局長

金澤博範君、防衛省運用企画局長高見澤将林君及

び防衛省人事教育局長渡部厚君の出席を求め、説

明を聴取したいと思いますが、御異議ありませ

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○深谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○深谷委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。

早速質問に入らせていただきますけれども、昨

日、ちやうどこの時間に守屋武昌事務次官に対

する証人喚問が行われておりました。

そこでお伺いをしますけれども、福田総理、昨

日の証人喚問、見ていらつしやなかったという

ようなことではありますけれども、率直に証人喚

問の御感想、どのように受けとめられたか、まず

冒頭お伺いしたいと思います。

○福田内閣総理大臣 実際、見ている時間がな

かったものですから、ちやうどちやうど断片的に合

計して五分ぐらい見たのかな、こういうふうなこ

とでございまして、迫真力とか、そういうものは

全然感じなかったんですね。

しかし、ああいうような形でもって、防衛庁で

枢要な立場にある方が疑惑でもって証人喚問を受

けたということについては、これはもう本当に残

念なことだというふうに思います。

そしてまた、その疑惑が兵器の取扱業者だとい

うこともありまして、これはもう本当に実は情け

ない話だというふうに私は思っております。

また、交友関係等も、その回数多さというこ

とも含めて考えまして、やはり公務員としてある

べき姿でない、本当に残念なお手本を示してし

まった、こういうことでありまして、極めて残念に思っております。

そういうふうなこともございまして、私も、先般観閲式がございましたけれども、自衛隊の隊員、また幹部の方々に、綱紀の肅正、そしてまた一人一人がしっかりとそのモラルを高く、自分の任務に励まなければいけないんだというようなことを訓示いたしましたけれども、こういうことはやはりちよつとした気の緩みといったものが発端になることが多いものですから、そういうことのないように日々緊張して仕事をしてもらいたい、このようなことを痛感いたしました次第でございます。

○渡辺(周)委員 時間が少ないものですから、ぜひ簡潔に御答弁をいただければと思います。

私も昨日この席で聞いておりまして、二百回以上のゴルフの接待、飲食、あるいは贈り物、まさに国防よりも欲望を優先したと言わざるを得ないのかなと。

私は、地元静岡県の御殿場に板妻駐屯地というところがありまして、先日、そこで追悼式に出ました。そこでは、まさに身を律して、使命感を胸にして職務に精励をされて、不幸にして訓練中に亡くなった方、自分の息子を亡くした老いた御両親、夫を亡くした未亡人、あるいは父親を亡くした子供さんも来ていらつしやいました。まさにそういう方々が使命感に燃えて身を律しながら自衛官としての仕事をしている中で、反面で、倫理を訴えるべき、というよりも、その訓示をしていた人が、長いつき合いだから断れなかったと。ましてや、今大臣うなずいていらつしやいますけれども、当時の防衛庁長官には自分が贈り物をもらっても一切それを上げていなかった、一件の報告もなかったと。

まさにこれは士気にかかわる問題だと思えますけれども、この一個人の、守屋前事務次官の個人の問題としてとらえるのか。それとも、防衛省というところは極めて装備品の調達というのが不透明なんですね、これは代替性がないこと、機密性

が高いこと、汎用性もない、つまり、その装備品がどのようなものであるかということが我々一般国民はわからないで納入をされているわけでありまして、その点について今後調査をどのようにしていくのか。

山田洋行にはもう既に四名の方がたしか天下りをされている。天下りをされた会社。そして、その会社の幹部から極めて異常なほどの接待を受けた方が防衛省の政策の中心にいた。当然、そこには、防衛省の中に何か防衛利権が巣くっているのではないかと一言わざるを得ないわけでありまして、これも、長官、この問題をとらえて、一個人の問題というよりも、組織全体の中でどのようにしてこれを究明していくのか。

あわせて言えば、防衛大臣は山田洋行なりこの幹部と何か個人的なおつき合いがあるとか、あるいは接待を受けたとか、献金があったとか、そういうことが、ないとは思いますが、その点もあわせて伺いながら、この防衛省の装備品調達にかかわる不透明な部分、もう二度とこのようなことが起きないような根本的な解決のためにどうしていくか、この点について伺いたいと思います。

○石破国務大臣 私は、山田洋行という会社と全くおつき合いもございません。面識もございません。接待を受けたことも全くございません。献金もございません。

その上で、どうするかということでございますが、私は、防衛省というのは、官庁ですけれども危機管理というものを担っているのだということとをよく認識していかねばいけないと思っております。さればこそ、自衛隊員に対して品位を保つ義務、間違っても疑惑を受けるようなことがあってはならない、それは自衛隊法に定められているわけ、そのことをきちんと守っているのか。私はいつも申し上げるんですが、長官であったときもなかったときも、服務の宣誓というのはいつも胸ポケットに入れている。それは、事に臨んでは危険を顧みず、身を挺して職務の完遂に務め、

もって国民の負託にこたえる。それが実際に行われているかどうかは、それは特別監察、監察制度も含めて徹底的にやらねばならないと思っております。

これは、抜き打ちでやる、どんな人も例外としない、次官であろうが統幕長であろうがすべてを対象として監察を行う、このことを徹底していかねばならないと思っております。特別監察、四百二十名が当面の対象ですが、指示をしたところでございます。

加えまして、ほかの、今山田洋行の件が問題になっておるわけですが、防衛省と関係する会社というのは膨大な数に上りますが、それについてもきちんとした調査を行わねばならないと思っております。

防衛省はほかの役所と違って最も規律厳正でなければいかぬ、そのことをどうすれば徹底できるか。それは、そういうものも含めて、同時に組織のあり方も見直していかねばならないのだと思います。この組織、これでいいか、制服、内局、この関係も今のままでいいか、それを白紙的に議論して、これが望ましい体制だということを確立いたします。

○渡辺(周)委員 石破大臣が接待を受けた事実もないし、献金を受けたこともないということ聞いて安心しました。借りがある方では、正直、疑惑の解明はできないと思います。ですので、ぜひ石破大臣には徹底したリーダースhipでやっていただきたいと思えます。

そこで、この問題を最後に伺いますけれども、昨日の証人喚問の中で大臣経験者も宴席に同席をしていたというような発言がありました。

この同席をしていたのではないかと問われる大臣経験者、こういう歴代の防衛庁長官、防衛大臣、どなたであったかということも含めて、防衛省の中に今いらつしやる幹部というふうにご発言されましたけれども、すべてこの山田洋行と、何らかの形で接待を受けたことがある、あるいは贈り物をもらったことがある、何らかの形で接触が

あった方、こういう方々についてお調べになるつもりはございませんか。

○石破国務大臣 それは山田洋行に限らず、そういうことがあったかどうか、そういうことについては調査はいたします。

○渡辺(周)委員 それは歴代の大臣も含めてということでしょうか。

○石破国務大臣 監察の対象には大臣は含まれておりません。そのことについてどうするかということについては、それは国会の御議論等々も踏まえて、政府として全体として適正に対処していくべきものだと思えます。私どもの監察の対象あるいは調査の対象は、現職の自衛隊員ということになっておることでございます。

○渡辺(周)委員 この点については、次回以降、あす以降の委員会の中で、また議論を、ぜひ質疑をさせていただきたいと思えます。きょうのところは次の質問に移らせていただきたいと思います。

法案について、まずこの六年間の総括をしなければならぬ。そういうことで、我々は、これまでも民主党の外交・安全保障の部門会議を週に三回も四回も開きながら、防衛省あるいは外務省、内閣府の方々に来ていただいていた。そこでさまざまな質問をぶつけてまいりました。その中で、まずはこの六年間の総括をするに当たって、このテロ特措法、今までのテロ特措法が一体どのような効果があったのだろうかということについて何回も質問しましたけれども、納得のいく答えが、残念ながら我々は得ることができませんでした。

そこで、ここで伺いたいんですけれども。あの二〇〇一年の九・一一、我々は、旅客機をハイジャックしてビルに突入するという、まさに理解できない新しいタイプのテロに対して大変な憤りを覚えました。そして、あのときに、アフガニスタン攻撃を恐らく世界の世論の中でやむなしと、心情的にはアフガニスタン本土への攻撃を容認していたんだろう。それは否定できないと思えます。

そして、本土への攻撃が始まって今日までの間、我々はさまざまなことを知ることができました。空爆によって少なくとも、これはアメリカのニューハンプシャー大学というところの教授の調査ですけれども、三千五百名から四千名ぐらいの方、民間人が犠牲になっている。戦争による巻き添え、戦闘によって罪のない方々が非常に数で命を落としているわけであります。

それだけの代償を払って、結果として、当初言われていたようなアルカイダの組織、アルカイダの拠点が一体幾つたかされたのか、幾つ粉砕されたのか。そして、アルカイダのテロリストは一体何名捕まえることができたのか。その点についてぜひお答えをいただきたいと思います。

○高村国務大臣 日本はO E F自体に参加しているわけではありませんが、各O E F参加国が今委員が質問されたようなことについて一切公表しておりませんので、その点については日本政府としては承知していないこととあります。

しかし、少なくとも、いわゆるテロリストを完全にかくまうて、そしてテロリストに聖域を与えていたアフガニスタンのタリバン政権という政権が崩壊をしたということは間違いないこととあります。

○渡辺(周)委員 外務大臣、私がお尋ねをしたのは、アルカイダの訓練基地や拠点を幾つたいたのか。もちろん、我々は直接的には戦闘には参加しておりませんが、テロの防止、根絶のための国際社会の取り組みに積極的に主体的に寄与して、国際社会の平和及び安全の確保に資するんだということを目的としてこのテロ特措法ができました。そして、それによって、洋上の艦艇への給油などを柱とする協力、後方支援をしてきたわけでありまして、当然のことながら、国際社会の一員としてテロ撲滅に取り組んだわけですから、承知していないというのは、これは余りにも無責任な発言ではないでしょうか。

もしその有志連合の中でやっていたとして、我々は直接参加していないけれども、日本がこの

活動に参加したことによって、成果としてどれだけのアルカイダが拘束されたのか、逮捕されたのか、そしてテロの拠点が幾つなくなったのか、そういうことは知っていて当然だと思いますけれども、その点について再度御答弁いただけますでしょうか。

○高村国務大臣 O E F参加国自体は一切公表しておりませんので、それは知り得る立場にないわけであります。

ただし、先ほど言いましたように、タリバン政権は崩壊をいたしましたし、アフガニスタン全土が、テロの聖域、そこからどんな海外にテロを輸出するような形にはならなくなった、こういうことは間違いないわけであります。そして、日本が参加している海上補給活動、それはいわゆる海上阻止活動の基盤となっているわけでありまして、そのことによって、インド洋はテロリストたちの自由の海ではない、我々にとって平和の海になっている。そのことは、まさに抑止活動でありまして、抑止活動として大変な成果を上げています、こういうことでございます。

○渡辺(周)委員 公表されていないということと知らされていないということの二通りあると思うんですけれども、どちらですか。知っているけれども言えないのか、それとも、知らされていない、何も知らないのか。それはどちらでしょう、端的にお答えいただけますか。

○高村国務大臣 公表されていないのですから、日本はそれを承知していないということとでございます。

○渡辺(周)委員 それで、総理もよくお使いになる、国際社会の一員として当然協力するのだというふうにも、もう何度も、先日の答弁でも、与党の質問にもお答えになっていらっしゃいました。しかし、どういう効果があったのかということについては、アルカイダがどれだけ逮捕されたのか、拠点がどれだけなくなったのかということについては、日本政府は知る立場にない。全くこ

の法律の効果はわからないんですね。

後ほど同僚委員からも質問があると思いますが、私も、海上阻止活動についても、ほとんど回答らしい回答を我々は今まで得ていません。その上で、我々に対して、この法律が非常に有効であった、有効であったと言われましても、私たちがは確証が持てないんです。ですから、この法案に對しては、私たちはやはり賛成するわけにいかないという立場をとってまいりました。

もう時間も数分しかありませんから、残りのさらに細部ににつきましては我が党の委員に質問をゆだねますけれども、今後どのような形でペルシヤ湾が変容していくか。

一つには、イランの問題です。

アメリカが、先日、イランに経済制裁、革命防衛隊というイランの非常に精鋭部隊と言われる中

枢部隊に対して、これは大量破壊兵器の拡散をする組織である、そしてその中樞部隊はテロ支援部隊であるということを既に発表しました。それによって、アフガニスタンに隣接するイラン、このイランとアメリカの関係が今後どのような状況になっていくかによつては、ペルシヤ湾でのアメリカの活動がまた変わってくると思うんですね。現在は経済制裁でありますけれども、この後、どのような軍事的なオペレーションも排除しないと

言っているわけですから。アメリカの国防長官も副大統領もそう言っているわけですね。そうしますと、ペルシヤ湾でどのようなオペレーションが行われるかによつては、この海上阻止活動もまた変容してくるんじゃないか。

もつと言いますと、補給艦に対するいわゆる転用の阻止の問題、これについても今度の法案では歯どめがかかっておりません。石破大臣は本来なら補給艦への給油はやめるべきじゃないかということとを事前におっしゃったのをインタビュで読みましたけれども、実際、これからまだペルシヤ湾は新しい局面に直面する可能性もある。そうした場合には、日本政府として今回の法律から逸脱することになるのではないかと懸念が一つ。

そしてもう一つは、この補給を、たとえアメリカとイランの情勢がさらに次のステージを迎えたとした場合に、それでもやはり日本の油は使わせないのだということと歯どめがかかっていない。この転用を防止するという担保はどのようにしていかれるのか、その点についてお答えいただけますでしょうか。

○石破国務大臣 これは新しい新法のもとで行うかということとございますが、新しい交換公文を結ぶということが一つは考えられる。そして、現地パレーンにおいてO E Fに使われるというのを確認いたしておりますが、そのことを文書化できないかということも議論して、きちんとしたエビデンスというか証拠を持つということも必要だと私は思います。

また、委員御指摘の、我が方の補給艦から相手の補給艦に補給した、そこから先どうなっているのかということとでございますが、これは、先般、寺田政務官がパレーンに参りまして、いろいろなことを確認してまいりました。どの国もそのことはきちんと認識している、日本の油はO E Fにしか使えないということとをきちんと認識しているわけですが、補給艦から補給艦に行ったときにどうするか。それをどのように確認し、きちんと、証拠という言い方はよくないかもしれませんが、確認がどのように行われたかを明確に示すようなものがあるか。その点については、私どもとして、これが法律に基づいて使われたということを確認するための手だては考えていかなければならないことだと思っております。

○渡辺(周)委員 それは、新しい法律ができれば、交換公文、つまり、相手国、諸外国に對して、この日本の法律に基づいて油は使っていないだかなんとか困りますよ、ほかのことには使えませんが、よというのを書いて、それを間違いなく履行させるというのをやるということですか。その点をもう一回確認したいと思います。外務大臣、いかがですか。

○高村国務大臣 ただいま防衛大臣が答えたとお

りであります。新しい交換公文で、新しい法律の趣旨に従って使うというところはきっちり交換公文で規定するわけでありまして。

その上で、石破大臣が答えられたように、バーレーンで補給をする際に、どういうことに使うか、その船はどういうことに使っているか、それに従事している間にどのくらいの油を使うか、そういうことをきっちり見定めた上でやるということをしていくということでございます。

○渡辺(周)委員 この問題についても、あす以降また詰めさせていただきたいと思っております。

最後に、この法律、一年間の有効期限を区切った法律でありまして、さらに一年延長することができるといふことは、最長でも二年か、二年で失効するのといふふうにも読み取れますし、また、さらに新法ができてきて続けられるのかという懸念もあるわけですが、この法律の出口、おしまいはどこにあるのか。

つまり、テロ組織が白旗を上げたときがおいしいのか。それとも、アメリカを中心とした国から、もうこれでインド洋での海上阻止活動は終わりにするということ初めて終わるのか。我が国として主體的にこのインド洋での活動をどこで終わりにする判断をされるのか、その点につきましてお答えいただけますでしょうか。

○町村国務大臣 この法律は、一年たったところで改めてその継続の可否を国会で御判断をいただく。それ以前にやめることもあり得ますし、一年たったところでさらに延長が必要だと思えばまたもう一度御審議をいただく。そしてさらに、これは法律の附則の第五条で書いてありますけれども、一年たった後、またさらにもう一年という可能性もあるということでございます。最長二年ということではございません。

では、どういう状態になったらというお尋ねでございますが、それはまさにこの法律の規定する目的を達成し得たと日本政府が判断したときでございます。

○渡辺(周)委員 ですから、最後に伺いたいのは、それはどの時点ですか、それだけ簡潔にお答えをいただきたい。それで質問を終わりたいと思っております。どの時点で終わりと判断できるとお考えですか。

○町村国務大臣 したがって、この法律の目的を達成したと政府が判断したときということで、それをあらかじめ、二年後ですか、五年後ですか、百年後ですか、そんなことを申し上げることは不可能であります。

○渡辺(周)委員 時間が来たので同僚委員に質問を譲りたいと思っております。

終ります。

○深谷委員長 この際、近藤昭一君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを許します。近藤昭一君。

○近藤(昭)委員 民主党の近藤昭一でございます。

この新法に関しまして質問させていただきますけれども、今、同僚の渡辺周議員に對します答弁を聞いておまして、本当に残念に思いました。福田総理は、国民の視線に立って考える内閣、そうおっしゃっておられるわけでありまして。今、国民は、このテロ対策の特別措置法の新法に注目している。燃料費だけで二百二十一億円、約二百二十億円であります。そして、人件費等を含めて、総経費で約六百億円かかっている。大変な血税であります。しかしながら、テロを撲滅するためには、テロを防止するためには、それを出すことも考える。では、そのお金がどう使われているのか、そしてその効果がどう上がっているのか、それはやはり知る権利があるわけでありまして。しかしながら、先ほど、アフガニスタンにおいてテロリストの拠点をどれだけ破壊したか、どれだけテロリストを拘束したか、それに対する情報がない。いかがなものかと思うわけでありまして、ぜひ国民の目線に立って、情報を公開する中で議論をし、日本がどうすべきかを考えるべきだ、こう思うわけでありまして。

さて、そうした国民の皆さんの声を受けて私は質問をしたいと思うわけですが、先ほどはアフガニスタンの中でその効果というか、成果ということをお聞きしました。

この間、民主党の部門会議の中で、一体どういう効果が上がっているのか、海上阻止活動であります。日本は海上阻止活動、OEF・MIOについて参加、その中でも燃料の補給をしているんだ、こういうことであります。そういう中で、では、どういう成果が上がっているんですか、こういう質問をしますと、防衛省がつくった資料ではあります。外務省がこういう資料を出してき

た。(パネルを示す)よく見ていらつしやると思えます。つまり、海上阻止活動をしているんだ。海上からテロリストが移動する、麻薬が運ばれる、そういうのがイメージ図としてかいてあるわけでありまして。ここを移動している、だからこの海上で阻止をしているんだと。

イメージ図とはどういう意味かなと思うわけがありますし、海上に出る前に、この有志軍に参加をしているパキスタンがあるわけですね、パキスタンが。アフガニスタンがあつて、パキスタンがあつて、そして海上に出てくる。一体、海上に出る前にパキスタンは何をしているのかな、こう思うわけでありまして。

さて、このOEF・MIO、イメージ図は提示されるわけですが、一体どういう成果が上がっているのかということをお伺いしたいと思つております。(石破国務大臣「だれに」と呼ぶ防衛大臣にお願いいたします。簡潔にお願いできればと思つております。)

○石破国務大臣 これは部門会議でもお示しをしておろうかと思つて。短くということでございまして、どれぐらい武器が押収されたか、あるいはどれぐらい無線照会の回数を行ったか、それについて述べると言われますとお時間がかります。これは数字を既に御存じのことでありまして、申し上げません。

その上で、先ほど来外務大臣からも答弁がございましたが、抑止力というのをどう考えるかとい

うことです。テロに対する抑止力。つまり、抑止力の本身は、委員御案内かと思つて、報復的抑止力という概念があつて、拒否的抑止力という概念があつて、テロの場合には報復的抑止力というのが余り意味を持たないわけですね。そうすると、これをやっても意味がないんだという拒否的抑止力をどれだけこの海域において発現するかという議論になるんだらうと思つております。

これは、例えばマラッカ海峡において冷戦時代は海賊というのはほとんどなかった、しかし、冷戦が終わつて、あの海域における軍艦のプレゼンスがなくなると海賊行為がわつとふえた、エリツイン大統領がそこへロシアの巡洋艦を出せと言つたら、またがたんと減つた、そういうものであります。

抑止力というのは、そこにおいてこういうことをやっても意味がないんだ、やつても見つかると、警戒を受ける、あるいは押収される、そういうような拒否的抑止力というのを発現している、それが私は一番大きな効果だと思つております。そのことを数字をもつてあらわせと言われるのは、事の本質からいってなかなか難しいことがあることは御承知のことかと存じます。

○近藤(昭)委員 抑止力という言葉は理解できま

すけれども、しかし、やはり抑止力、つまり、海上阻止活動がどれだけの成果が上がってきたか、成果が上がらないう抑止力が働くと思つて。外務省、防衛省に聞きますと、よくこういう表を出してくるんですね。(パネルを示す)皆さんも、外務省、防衛省から出ている表で、御存じだと思つていただけます。海上阻止活動の成果の例ということで幾つか書いてあります。幾つか書いてありますが、当初出てきたのは、九月分、九月に要求して出てきたのはわずか九件であります。九件。そして、最近になって何件か足されて十数件に上がったわけでありまして。しかし、では、これが全部なのかどうかということをまずお聞きしたい。

そして、この中で、いろいろ書いてあるんです、OEF・MIO参加艦艇。どこの国とも書いていないですし、どの船とも書いていないわけです。情報がしつかり出されていないと思うんです。このほかにもあるのかないのか、そういうことを教えていただきたいと思っています。

○高村国務大臣 そのほかにももちろんあるわけでありまして、作戦をしている各国が、我々が無理に頼んで出してきたものがそれだけだ、こういう趣旨であります。

何度も防衛大臣も述べておられるように、抑止力というのは、今平和な海でいられれば、まさにそれは抑止力が成功しているという事なんです。自衛隊を維持するために毎年四兆円使っています。いつ戦争をやつてどれだけ勝ったんだ、そういう話じゃなくて、このことが戦争抑止力になって日本が平和でいられる、それが抑止力なんです。

だから、インド洋をテロリストの自由の海にしない、そして、我々にとって平和な海になっている、そして、結果的には、そこで日本のタンカーが中東から原油を運んでくる、我々はこういう豊かな生活ができる、これが抑止力の成果でなくて何なんですか。こういうことが大事なんだ。こういうことを言っているわけでありまして。

○近藤(昭)委員 いや、ですから、抑止力を否定するわけではないと言っているじゃないですか。そしてまた、抑止力はいった警戒活動だけではないと私は思うんです、今大臣もおっしゃったように。いわゆるアフガニスタンの中の貧困をなくすとかいろいろあると思いますし、私は、だから、抑止力は認めるけれども、では成果は何ですか、教えてくださいますか、抑止力です。そうしましたら……(発言する者あり)では、ちょっとお伺いします。質問をかえます。

これも皆さんよくごらんになっていらっしゃると思います。(パネルを示す)海上阻止活動、日本

がここでの給油に参加している、そして、そこで補給をしている、こうおっしゃるわけですね。ここに各国の参加がそれぞれ、駆逐艦、フリゲート、米国が何隻だ、補給艦が何隻だ。日本は補給艦だけなのですよと外して、ここに護衛艦と補給艦だ、こういうふうに書いてあります。

OEF・MIO、日本が補給活動で支援をしている、この活動に参加している船は、余り大きくはないだろう駆逐艦、フリゲート、補給艦という認識でよろしいでしょうか。これは外務省がつくられた表ですけれども。

○高村国務大臣 海上阻止活動への参加状況であります。今、七カ国、駆逐艦及びフリゲート十隻、補給艦五隻というふうにして承知しております。我が国は、この海上阻止活動への補給支援を実施するために、護衛艦一隻、補給艦一隻を派遣しているわけでありまして。

なお、先週の二十五日であります。カナダは、不朽の自由作戦の海上阻止活動に参加するために、十一月一日にフリゲート一隻がハリファクス港を出港する旨のニュースリリースがあったと公表していると承知しております。

○近藤(昭)委員 御確認いただいたというか、もととこういう表が出ておまして、OEF・MIOには、海上阻止活動にはこれらの船が参加をしている、そういう中で拘束をしたり抑止力にしている、そういう中ではいけませんけれども。さて、それで、日本がこのMIOで活動をしている、これらについてはどのよう船かというのが十分に公開はされていないわけでありまして、けれども、ちょっと写真を見ていただきたいと思

います。(パネルを示す) OEF・MIOに参加している艦はこれだということですね。そうすると、ここにこの一枚の写真、この写真は、アメリカの海軍のホームページから昨日ダウンロードして、それを大きくしたものであります。これはいつでもダウンロードできますし、見ていただくことが可能なのであります。これは昨年の十一月に撮影されたもので

す。二〇〇六年の十一月二十二日であります。補給艦の「ましゅう」がアイゼンハワー空母打撃群の巡洋艦アンツィオという船に補給をしている、そういう写真であります。

もう一枚、これも見ていただいたかもしれないかもしれませんけれども、この写真も同じホームページからダウンロードしたものであります。これは、本年の二月、正確には二月の十七日に撮影されたもので、空母が写っていますが、アイゼンハワーです。その甲板上から攻撃戦闘機F18が離陸しているところでありまして。そして、前方には別の補給艦とわだ」がいます。そして、「とわだ」の横には、先ほどと同じ船であります。巡洋艦アンツィオ。巡洋艦であります。そして、空母に隣接しているのが護衛艦の日本の「まきなみ」であります。

これは、先ほどの写真を見ますと「ましゅう」が、また二枚目の写真を見ますと「とわだ」が、巡洋艦アンツィオに補給をしているわけでありまして。これは巡洋艦アンツィオというのは、そうすると、先ほど私がこの前に示しましたOEF・MIO、この米国の参加している艦艇に入っているわけですか。いかがでしょうか。入っていないければ、そこに補給することはできないと思うんですが。

○石破国務大臣 おっしゃるとおり、当然入っております。(近藤(昭)委員「入っている」と呼ぶ)入っています。委員がおっしゃるように、入っていないければ補給自体できませんから、当然入っております。

○近藤(昭)委員 そうすると、外務省が出してきた表には、石破大臣いろいろ軍事のことにはお詳しいわけでありまして、駆逐艦、フリゲート艦四隻、そう書いてあるわけですね。駆逐艦、フリゲートと書いてあるわけですね。巡洋艦とは書いていないわけですね。そうすると、これはどういうふうな認識したらよろしいのでしょうか。私は、駆逐艦、フリゲート、それが四隻だと書いてあれば、巡洋艦はそこに入っていないと理解する

べきだと思っております。

○石破国務大臣 それは、クルーザーとデストロイヤーの区別というのが法的にきちんとあるわけではございません。総トン数からいって何トン以上、また基準排水量、満載排水量が違いますが、ここから先をフリゲートと称し、ここから先をデストロイヤーと称し、ここから先をクルーザーと称するということは厳密に決まっておるわけではございません。それは各国によって相違もござい

ます。今委員がお示しになりました巡洋艦は、これはイージスの巡洋艦だと存じますが、それでは、これによって駆逐艦、ここから上が巡洋艦、そういうことで歴然と分かれているものではございません。

○近藤(昭)委員 歴然として分かれていないと。私は、その外務省からいただいた当初の資料、駆逐艦、フリゲートと書いてある、そこから巡洋艦がそこに参加しているということはなかなか推量しにくいわけでありまして、ただ、大臣がそうしてお認めをいただいた、私は議論を深める上で大事なお答えだったと思うんです。

それで、実は、ここで気になるのは、またこれもアメリカ海軍のホームページから出ているわけでありましてけれども、この、先ほどの、給油を受けていたアイゼンハワー空母打撃群、これは、十一月の六日から三十三日間、アフガニスタン向けの空爆を含む航空作戦に従事をして、六百八十回を超える爆撃をしている。これはホームページに出ているわけでありまして。

そして、二枚目の写真の方の「とわだ」が給油をしたときでありますけれども、これは、やはりアイゼンハワー空母打撃群、二月四日から十四日間、アフガニスタン向けの空爆を含む航空作戦に従事をして、二百回を超える爆撃を行っている、こういうことでもあります。

私は、国民の皆さんは、国際貢献、テロ撲滅、防止をするのに我が国が支援をする、これは重要だと思っております。しかし、こういうこ

とを本当に知っているのかどうか。爆撃をする、またその爆撃をする船を守る巡洋艦に給油をしている。しかし、今大臣がお認めになられたわけがあります。

そこで、私はお聞きをしたいわけがあります。

先ほども同僚の議員からも少し話がありました。が、OEF参加、OEFの方です、MIOではなくてOEF、OEF参加の有志連合による爆撃で、どれだけの一般の市民が巻き添えで亡くなっているか、その数をお教えいただきたいと思っています。

○高村国務大臣 アフガニスタンにおける民間人の死者数については、爆撃によるものも含めて、アフガニスタン政府やOEF参加国等から発表された公式な統計は承知しておりません。

○近藤(昭)委員 なかなか公式な、先ほども私の質問に対して、あるいは同僚議員の質問に対して、いろいろと関係諸国との関係がある、あるいは抑止効果があると、私が聞きたい、知りたいという情報がなかなか教えていただけない、そういう気がするわけがあります。

先ほど同僚議員も触れました、ニューハンプシャー大学のマーク・ヘラルド教授、最近はこのことを、どういうわけかやっていらつしやらないようですが、当初は細かく、どこで爆撃があった、誤爆があった、何人の方が亡くなったか、三年前の時点で最小でも三千四百八十五名、最大として四千三十四人、こういう、ある分析に基づいた予想といましようか数値を出しておられるわけがあります。

私は、心配をしておりますのは、先ほどもお認めになられたように、こうして日本が補給する巡洋艦、その巡洋艦が守っている空母がアフガニスタンの攻撃に向かっている、そこで誤爆が起きている、これではいつまでたってもアフガニスタンに平和は来ないのではないかと。

きょうは余り時間ありませんけれども、いろいろな方の意見を聞きました。結局、こういう武力では平和をつくることができないんだ。やは

り、テロを、そのためには貧困をなくしていかなくちやいけない。

アフガンという国は、八割以上が農民の国で、戦争という人災で、また、最近では干ばつで食料がとれない、食料自給率が一〇〇%だったから五〇%か六〇%に落ちている。そこが大事なわけであります。もちろん、そこも大事だとおっしゃるかもしれない。しかし、今起こっているのは、こうした爆撃等々で、誤爆に遭った人たちが、一体諸外国は、国際社会は何をやっているんだ、助ける助けると言っている、こんなにアフガンの人々が死んでいるではないか、これで本当に支援と言えぬのか、こういう怒りだと私は思うわけがあります。

私は、そういったことをきつと判断をするために我々国会議員に、そしてまた、国民の皆さんが判断できるように情報公開をしていくこと、このことこそ一番大事だと思われたいと思います。

それで、最後に総理にお伺いをしたいと思うわけがあります。

この間、部会でいろいろ質問をしてまいりました。燃料の補給の問題、あるいはさまざまな問題について質問してきたわけですが、墨塗りについて質問してきただけでありますが、諸外国との関係だということ、来ない。何か大本営発表でも見ているような、そんな気がするわけがあります。

私はぜひ、国民の目線に立つ福田内閣、情報を公開する中で、我々が国民の代弁者としてしっかりと議論をする、これからの日本の防衛、外交をどうしていくか、そのことが大事だと思っております。

○町村国務大臣 シビリアンコントロール、まさにこういう意味で、シビリアンコントロール、情報公開のあり方、総理はどのようにお考えになられるか、お答えをいただきたいと思っております。

が一方的に生活水準等が悪化をし、どんな生活が悪くなっているのではあるまいかという誤った印象を国民の皆さん方に与えてはいけないので念のため申し上げておきますけれども、例えば〇三年から〇六年の間にGDPは年率一〇%を超える成長をしております。学校の就学率も、二〇〇〇年には一九・二%だったのが〇五年には八六%にまで上がってきております。それから、子供の就学率も、五年前は百万人ぐらいたったのが、今は五百四十万人にふえてきているんですね。女性の就学率はゼロだったんです、それが今三五%にまで上がってきている。はしかの予防接種受診者は、二〇〇〇年には三五%だったのが、今はその倍ぐらいいなっている。何よりも、イラン、パキスタンに難民に出ていったアフガン人が五百万人以上帰ってきている。それだけ平和な国、安全な国に次第に向かっているということなんです。

そうした成果は、もとよりそれはOEF・MIOだけの成果だとは言いません。さまざまな経済援助も含めてのことではありますが、今委員はほとんどどんな爆撃によって国民の生活が悪化しているという誤った印象のみを国民に与えるようなお話をされていたので、それは違いますよということをお断りに申し上げる次第でございます。

○近藤(昭)委員 私は、逆に町村官房長官こそ誤った印象をお与えになっていると思っております。

日曜日のCBSのニュース、ごらんになっていらっしゃるかどうかわかりませんが、アフガニスタンを受けています、答えています。アフガニスタンは六年もたつても諸外国が国際支援をしている、しかし、そこで生活がよくなっていない、テロがなくなっていない、もう空爆はやめてほしい、カルザイ大統領はこういうふうな答えているわけなんです。

そして、子供は、誤爆があつて自分の家族が死んでいる、もうアメリカが嫌いになっている、そういうインタビューの答えもあるわけがあります。私は、やはりアフガニスタンのことはアフガニス

タンの人に聞くべきだと思うんですね。質問の時間が終了しましたので、また改めて議論をしたいと思いますが、私は、国民の皆さんにきちつとした情報を公開し、そしてあるべき姿を論じていくべきだと思います。

以上です。ありがとうございます。

○町村国務大臣 私は外務大臣最後の仕事で、九月二十三日、国連に参りました。そこでアフガン・ハイレベル会合というのがございました。そこで、まさにカルザイ大統領が諸外国のそうした軍事面また民生面での支援に心から感謝をしているということをはつきりと述べておられました。そして、そこにいた潘基文国連事務総長も、そういう趣旨でこのきょうの会議が開かれているんだと。

もちろん、パフエクトになったと言うつもりはありません。もちろん、テロリストの横行はまだあります。生活水準だってまだ低い。改善したい分野はたくさんある。汚職も横行している。麻薬もある。そうしたことも、まだまだやることはあるけれども、しかし、着実に今前進をして回復に向かっているんだという事実があり、それは、もちろんアフガンの皆さん方の大変な努力もあるけれども、同時に、諸外国、国際社会の支援にも心から感謝しているんだという発言を私は国連のハイレベル会合で直接聞いてきたものです。

から、そのことを国民の皆さん方にもぜひ知っていただきたい、こう思つて時間オーバーを承知でちよつと立たせていただきました。

○深谷委員長 ちよつと石破大臣からもう一言発言を求められています。認めます。

○石破国務大臣 一言だけ。先ほどの質問の答弁が若干不正確でございました。

OEFに対して補給ということが行われております。OEF・MIOに対してだけではございません。OEFに対して補給するということでございます。外務省の資料に駆逐艦、フリゲートとございましたのは、OEFに従事しておるのは駆逐艦、フリゲートという資料でございま

て、先ほどの資料で巡洋艦あるいはそのほかの艦艇に補給をしておる図がございましたのは、これは私どもが法律に基づきましてOEFに従事しておる艦船に補給をしておるというものでございます。

答弁が不十分でございました。

○近藤(昭)委員 反論もいただきましたが、私は、テロが減っていない、安心が訪れていない、その事実がこれから証明していくと思います。ありがとうございます。

○深谷委員長 この際、田嶋要君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを認めます。田嶋要君。

○田嶋(要)委員 民主党の田嶋要です。よろしくお願いいたします。

今最後に官房長官はおっしゃいました、数字を挙げて、いや、今のアフガニスタンはよくなっているんだと。私は、まず、いろいろな数字を挙げられた部分に関してうそはないと思います。ただ、問題は最後の結論で、だから今アフガニスタンはこの六年間でよくなっているんだ、一番いい状況にあるというところは、私は事実ではないと思うんです。

一個一個の数字を見ると、いろいろな民生の、国際の努力によって数字がよくなっているところは確かにあります。国連のいろいろな資料も見ました。しかし、片っ方で、やはり悪い結果がほとんど広がっているのも事実じゃないかなと。

私は、現状認識として、まずアフガニスタンはこの六年間で自爆テロも急にふえてきた。去年、ことし、急にふえてきているわけですね。そういう状況で、今のアフガニスタンは決してよくなっている状況にはないと思っておりますが、もう一度、大臣、お願いします。

○町村国務大臣 それは、例えば日本の社会の中でも、すばらしい教育だという見方もできるし、いやいや、こんなに子供の自殺もふえていると。それは、日本の教育という一つの狭い分野だけを見ていろいろな見方が成り立つのと同様であり

ます。

アフガニスタンにもいろいろな局面があると私は申し上げました。麻薬の栽培が減らないであるとか、あるいはなかなか、今御指摘のような自爆テロが減らないであるとか、うまくいっていない面が確かにあります。だからこそ、まだまだ諸外国の支援が必要なんだということで、国連その他さまざまな国々がいろいろな角度からの支援をやっているわけでありまして。もし、すばらしく何も問題がないならば、そうした諸外国の支援はもう要らない、普通の国としてやっていけるわけでありまして。

ただ、先ほどの近藤委員のお話を聞いていると、どんどん悪くなる一方であるというような印象を、多分テレビを通じてお聞きになった方々が誤った印象を持つかもしれないので、よくなっている面もあるんだというところもあわせやばり認識をしていただきたいという趣旨で申し上げたわけでございます。

○田嶋(要)委員 アフガニスタンの現状は、今、非常にミックスした情報を私たちに与えていると思います。よくなっている面、悪くなっている面。だからこそ、今、日本の国民は、テロとの闘い、一体どうしたらいいのか、多くの人が迷っていると思うんです。

やはり、先ほどからお二人の質問がございましたが、特に武力を使った形での活動というのが今アフガニスタンにどういう結果をもたらしているか。先ほど質問でもありました、一般民間人がどれだけ亡くなっているか。町村大臣はそれに関して答えを持ち合わせていない、そういうことではないですか。

○町村国務大臣 先ほど外務大臣がお答えしたとおりであります。

○田嶋(要)委員 私は思うんですが、数字を持ち合わせていないこと自体が私は非常に憂慮すべき状況だと思っております。どういふことかといえは、実際に武力行使をして国際社会が空爆をしている。そして、一般人が

殺されているのは確かです。そうですね。そうなんです。(発言する者あり)ねらっているわけではないということ、そうなんです。まさに、ねらっているけれども亡くなっている方が現に大勢いらつしやる。

私が不思議でならないのは、今回のことは九・一一からスタートしたんです。そうですね。九・一一で三千名以上の方が殺された。テロによって殺された。それで国際社会が立ち上がったわけですね。その中に日本人も二十四名いたおっしゃるとおりです。石破さんがおっしゃったとおりです。

しかし、そのために、以来この国際社会というものが出てきた活動が、最初は自衛権の行使として行われた。カルザイ政権が成立した後は、警察的活動としてアフガニスタンの政府の要請によって行われているわけですね。その結果として亡くなった数が、これは正確な数字じゃないかもしれませんが、先ほど同僚議員からもございましたとおり、下限値でも三千五百名です。最初の四年間で、二〇〇四年までの四年。そうですね。総理。そして、二〇〇五年、六年、七年の数字はわかっております。最初の四年間で三千五百名です。最低でも、つまり、九・一一で亡くなった方々の数を超える方々のアフガニスタンの一般人が殺されているんですよ。

総理、多くの国民がこの点に非常にちゅうちょが私はあると思うんですよ。何か正しいことをやっているような気もするけれども、まずいことをやっているような気もする。ある意味、テロとの闘いというのはまだ始まって間もないです。ね、いわゆる国と国の戦争じゃないわけですから。これは、そういう意味で非常に難しい。国際社会がどういふふうなテロとの闘いに取り組むべきか、まだ試行錯誤の時期にあると私は思っています。

そういう中で考えなきゃいけないのは、もともととスタートしたのは、三千数百名が殺された、それで国際社会が立ち上がったけれども、アフガニ

スタンで同じだけの人数を殺しているんですよ。その現状を総理はどう考えますか。御答弁お願いします。

○町村国務大臣 死者の数がどちらが多いから少ないから、大きいからしたがって今やっていることがおかしいのだ、そういう議論が本当に田嶋先生は正しいと思つて言っておられるんでしょ。か。私には理解ができません。

なぜならば、それ以前のタリバンの政府というのは、まさにテロリストの支配する国家。例えば一つの、いい例かどうか分かりませんが、恐ろしい支配が行われたイラクのあのかつたの旧レジームが、それは一見幸せに見えたかもしれない、一見テロがなかったかもしれない。それでは、そちらの政権の方が本当によかったと田嶋議員は本当に確信を持って言えるんでしょ。

私は少なくとも、今のカルザイ政権のもとで民主的な選挙も行われ、そして先ほど申し上げましたような女性の大きな進出ができる。ある意味では、民主主義というスタンダードから見ても、やはりかなり進んだ、従前と比べればいい国になってきたという状態が、あの九・一一の後の軍事作戦によって新しい政権ができた。

そうしたことを比べたときに、ただこつちの死者が多いから少ないから、そういうことによつて、よしんば仮に、確かに今のイラクは、それ以前のサダム・フセインの時代には自爆テロもなかったでしょう、したがって幸せだったと言いきれますか。そういうことはやはり、ただ単に、その年に亡くなった死者の数が少ないというだけで、それでその国の政治体制がいい悪いという議論をするのはまことにおかしいと私は思っております。

民主的なカルザイ政権が、国内に問題は抱えつつも、一生懸命いい国になろうと思つて努力している。それを軍事面、民生面両方から支援していくのがまさに国際社会の務めではないだろうか、私はそう考えるわけでありまして。

○田嶋(要)委員 時間が限られていますので少し

質問を飛ばしますが、同じ官房長官にお伺いしたいのですが、いただいた資料を参考にしてみました。

今おっしゃったような、このアフガニスタンのようになった側面、私はそれは否定していないです。私が不思議でならないのは、日本の政府は、これまでのアフガニスタンの支援に関しては、大変すぐれた貢献をしてきたということなんです。そのことをもっと国民にアピールを、PRをするべきだと私は思っているんです。

テロとの闘いイコール、武力で爆撃をして、あるいはそれに対して給油活動という大変狭い視野でしか、そして石破さんが給油活動、賛成、反対、そういうようなロジックじゃなくて、まさに今日本の政府がやっているこの民生支援こそやはり保守本流、ここに力を入れていく。同意見です。石破大臣、どうですか。

○石破国務大臣 いや、おっしゃる意味はよくわかります。ただ、どちらか一方でテロがなくなるわけではないということも、委員よく御案内のとおりでございます。民生支援だけでテロがなくなるのかといえばそうではない。委員よく御案内のように、テロの本質というのは、人を殺してということが本質ではない。無辜の民を殺傷して恐怖を連鎖させることによって体制を動揺させ、そしてみずからの目的を達するというのですから、それが普通の戦争と全く違うところなのです。それを抑えるために民生支援だけでいいか。

今官房長官から答弁がありましたように、みんなが楽しく幸せに暮らしている、そのこと自体が許せないのだというのがテロの恐ろしいところだと思ふのです。だとするならば、民生の安定とともに、それは武力の行使というものも当然なければ、テロの本質にかながみて、それをなくすることはできない。

委員おっしゃるように、まさしくそれは取っかかりであるというのは、本質をつかれた御議論だと思つて拝聴しておりました。

○田嶋(要)委員 総理、一言御答弁いただきたい

んですけれども、武力行使によるテロとの闘い、これは少なくとも、控え目に言っても、それがいい結果を生んでいるか、それともそうじゃない方向になつていくかということは、まだ評価は難しいと思いませんか。どうですか、総理大臣。

○福田内閣総理大臣 おっしゃるとおり、評価は難しいことはあると思います。しかし、今現在、民生支援ということを我が国が実行するというのはなかなか難しい状況にあるということ、これは事実でございます。そういう努力は我々がすべきだと思つておられます。

できればいいなと思つておられます。現状では無理だということでありまして、自衛隊が行くことも、これはなかなか大変な状況だということに思つておられます。いつかそういう時期が来るんだろうと思つておられます。そういうときには率先しなければいけない。そういう時期がなるべく早く来ることを願つておられます。

○田嶋(要)委員 こういう問題の難しさは、現場に行けないことですね、なかなか。これは年金問題とか違いまして、社会保険庁にぱつと行くようにはいかないわけですよ、インド洋に。したがって、いろいろな方々からお話を聞いて、現場を実際に見てきた方々からやはり話を聞いて総合的に判断をしていく。

私は思うんですけれども、武力行使をすることによって、いい面、悪い面、両方あるような現実があるわけですよ。実際に無辜の民が大勢殺されてる現実もある。しかし、武力を引いてしまつたらテロが跳梁跋扈するんじゃないか、そういう話もある。だから、申し上げたとおり、国民は迷つておられます。

そういう中で、では皆さん方は現地の方々のいろいろな声、例えば、私きょう本を持つてまいりましたけれども、中村哲さんですか、御存じだと思ひますけれども、あるいは伊勢崎さんという方がいらつしやいますね、DDRで大変中心的な役割を果たした方。そういう方々に私どもいろいろな話を聞いてくると、やはり、武力の行使によつて

国を立て直そうという活動があることによって、大変彼らの活動自体が足を引っ張られている、大変苦勞している、そういう話も多く聞くんです。その点に関しては、防衛大臣はどのように思つておられるんですか。

○石破国務大臣 先ほどお答えしたとおりでありまして、武力だけではだめだと思ひます。中村さん、ベシヤワール会で大変立派な活動をしておられる、よく存じております。伊勢崎さんの話も、私もいろいろなもので読んで知つております。

ただ、そういう方々の安全をだれがどうやって守っていくのだろうかということもあわせて考えなければいけません。韓国の、これも立派な気持ちで行かれたキリスト教団体の方々が拉致され、殺害され、脅迫を受けた。そういうような地域において民生安定の活動を広く、点ではなくて広くやっていく場合に、だれがどうやって安全を守っていくのかということも考えていかねばならないことだと思ひます。

それは、全体的に我が国が、では、民生の支援ということにもっと力点を置く。それは方向としては正しいのだという議論もございましょう。しかし、それが五十人、百人、二百人という多くの民生支援を我が国がやるとなつた場合に、では、その安全をほかの国にやつてもらふのか、アフガニスタンの治安組織に全部やつてもらふのか、それとも自衛隊をやはり出さねばならぬのか。そういうことも考えていかなければ、下手に弱い守りを出す、逆にテロ組織の思うつぽになるということも我々は考えていかねばなりません。

どうすれば一番よいかということをごさうに御議論いただきたいと思つておるところでございます。

○田嶋(要)委員 私は、この二カ月間ずっといろいろな方々のお話を聞く中で、やはり民生、今もう日本はこれまで目覚ましい成果を上げてきましたけれども、支援金額も世界第二位というお話がございまして。しかし、これは実際にはアメリカの金額の十分の一でございます。湾岸戦争時も

同じく十分の一でございます。

私は、やはりもう少し、これは財政も厳しい状況だとは思ふんですけれども、しかし、第二位の経済大国という名にふさわしい経済的な支援をしつつ、特に、これまでのDDRを中心に、いわゆる武装解除というを中心、大変大きな、さまざまな活動をしてきた。国際会議を主催してきた、二度もやつてきた。

そして、DDRは、恐らくは、いろいろな人の話を総合しますと、世界の主要五カ国が行つてきた治安部門の改革の中で、ただ一カ国目覚ましい成果をもたらしたというふう聞いています。それはまあ聞いてる話ですけれども。そういう中で、まさにここをこれからもっと強化していただきたいということを私は申し上げたいというふうに思ひます。

それで、次の質問に入りますけれども、では、実際、海上自衛隊の補給がどうだったかという話を少しさせていただきます。

海上自衛隊は、これも日本の国民の皆さんにもう一回はつきりさせたいのですけれども、一体六年間何をしていたのですか、一言で。海上自衛隊の活動は何だったのですか。石破大臣、お願いします。

○石破国務大臣 これは、日本が果たした役割がどれだけ全体のオペレーションの役に立っているかという御質問かと存じます。

数字で申し上げれば、平成十五年二月末までの十五カ月間でいえば、燃料の消費量、有志連合艦船全体における一九・六%を占めておりました。それから五十五カ月その後、平成十五年三月から十九年九月末までということで考えれば、七・三%の補給をしているというのが数字で申し上げられる活動でございます。

○田嶋(要)委員 それは何のための補給をしてきたのかということですか。

○石破国務大臣 主にOEF・MIOに参加する艦船に対してまして補給活動を行つてまいりました。

○田嶋(要)委員 日本語で言うとういうことですか。

○石破国務大臣 失礼いたしました。洋上阻止行動というふうに御理解をいただければと存じます。

○田嶋(要)委員 まず、この点が、今洋上阻止行動というふうにおっしゃいましたけれども、実際には、このグラフ、(パネルを示す)これを見ると、要するに一般国民は、今まさに大臣おっしゃったとおり、洋上阻止活動をやっている、そういう説明を受けているんですよ。

だから、多くの国民は、ああ、インド洋の船、大変過酷な状況の中で、もちろんゴルフもできない、そういう状況の中で、六カ月間ずっと海の上で、灼熱地獄の中で一生懸命警察的な監視活動をしている、臨検している、そう思っていると思うんですが、実際、六年間の実績は、石破さんはかつてこの辺を説明して、予算委員会でも、最後の三年間だけ説明してそういうことをおっしゃいましたが、現実には、OEF・MIOじゃなくて、OEFなんです、少なくとも。

すなわち、アフガニスタンの空爆を後方支援していた。それが非戦闘地域にあるから一体化はしていないという日本では通じない理屈はありますよ。しかし、少なくともOEFの活動が主たる活動で、しかも、イラクでやっていないのですかという話も、これはまだ証明できていないんですよ。そういうことで、国民の皆さん、本当にこれは証明できていない。この物すごい量が、これが全体の中での主たる活動なんです。つまり、やはり戦争活動の後方支援、そういうことじゃないですか、基本的には。どうですか。

○石破国務大臣 それは、この法律をつくった六年前の議論を我々はみんな思い起こさねばならないと思っています。そのときにおられた方も、まだ議席を持っておられなかった方もありますが、まさしくこの場において議論したのは何だったか。

渡辺議員が先ほど少しお触れになりましたが、

あのときに三千人が死んだ、日本人も二十四人死んだ、アフガニスタンに対して、タリバン政権に対して国連決議がなされ、自衛権の行使が確認され、それを後方支援するということ、それは多くの皆さんのコンセンサスであったと思います。それがアフガニスタン攻撃に使われたじゃないかというのは、そのとおりです。そのことを我々はコンセンサスとして持っておいたのではないでしようか。

民主党さんは結果的に反対をなさいましたが、そのときに同じ思いの方は多かった。その後は知りませんが、事前承認、事後承認ということもめづつて、そこは意見は最後は異にしたけれども、何かせねばならぬ、それが自衛権行使であったとしても、この法律でそれを含むことは、それはみんなの共通認識であったというふうに私は記憶をしています。

○田嶋(要)委員 おっしゃるとおり、今の法律では法律の範囲内ですね、そうですね、そのとおりです。しかし、改めて国民の皆さんが、六年間何をやってきたんだと。海上阻止活動ですとおっしゃいますけれども、現実には、最近のこの辺だけを指摘しておっしゃっている。

しかし、給油量の九割は、国際社会向けじゃなくてアメリカだけに向かっているわけですね。それはそのとおりですよ。給油量の九割は。そして、ここに關しては、まさにアフガン攻撃を開始をし、イラクの攻撃を開始をしたと同じ、どんびしやのタイミングで、これだけの給油量が実際に提供をされているわけですよ。

それで、今の法律では、おっしゃるとおり、今の法律の範囲内です。今度の新法では、OEF、つまりアフガンを空爆するための船、それへの給油はできない、そういうことでよろしゅうございませうか。

○町村国務大臣 法案第三條第二号は、補給支援活動の対象を「テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船」と規定しております。

補給の対象は当該任務に従事する艦船であることが必要でありますけれども、そのような艦船である限り、その艦船が他の任務を付与されていること自体は別に問題がないわけでございます。

○田嶋(要)委員 要するに、今の法律に比べて、法律の範囲内という、その制限は高まるわけですね。そういうことでいいですか。高まらないんですか。

○町村国務大臣 ちよつと、高まる低まるというのは何と何を比べているのかよくわかりませんが、とにかく、海上阻止活動にかかわる部分に給油、給水をしていくということでございますが、その船が幾つかのミッションを持っていたとしても、その船が海上阻止活動に従事する限りは、そこに給油することは何ら問題がないということを示し上げていくわけでありませう。

○田嶋(要)委員 時間が参りましたけれども、私は、新法を考えると、三つの角度を考えなきゃいけないと思います。

一つは、新しい法律の前に、六年前につくった法律を三度延長してこままで来た。その間、一体、法律でやるよと言っていることと実態との間にそごがないかどうか。残念ながら、私もずっと部門へ出ておりますが、いろんな情報も途中で切れるわけですね。そこから先は出せません、そういうことばかりなんです。残念ながら、情報公開がなされなければ、この六年間の活動が法律に基づいてちゃんと行われたかどうか、我々は得心することができません。ということであれば、次の新しい法律に關しても、残念ながら同じことを想像せざるを得ない。

例えば、八十万、二十万ガロンの取り違えの問題も、実際に二十万ガロンを給油したアメリカのポール・ハミルトンが一体イラクに行ったかどうか、まだ調査中で、答えが出てこないじゃないですか。そういうこと一つ取り上げて、やはりずっとそういった不安というのは国民の間に今あるということですよ。

そして第二点目は、文民統制の問題ですよ。こ

れは総理おっしゃいましたね、原口委員の質問に對してですよ。当時、十月十一日、「文民統制そのものは保たれております、間違ひなく。」というふうに強調されました。当時は、八十、二十が単なるエクセルファイルの入れ違いみたいなときです。しかし、その後、次々と事実が明らかになってきた。石破大臣、そうなんです。武官、文官、もう制服組も、そういった方々が情報を持っているけれども、いわゆる文民である政治家にその情報を届けなかった。

どうですか、最後に総理にお伺いしたいんですけれども、今、文民統制の問題というのは、私は、この第二番目の理由、文民統制が今危機的な状況にある中で、やはり新しい法律の中で本當に法律が守られていくのかということに關しては、国民は大きな不安を持っているというふうに思います。答弁は必要ございません。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。○深谷委員長 この際、古賀一成君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを許します。古賀一成君。

○古賀(一)委員 民主党の古賀一成でございます。質問の時間、きょうは我々全員、四十分の時間で我々なりに組み立てておりましたけれども、きょうは党首会談というので大変短い時間になりました。したがって、質問項目は削らざるを得ませんけれども、簡潔な、そしてわかりやすい、きょうはテレビが入っております、国民へ向けて政府側の説明を行うというつもりで答弁をお願いしたいと思います。

それで、質問の順番をちよつと変えますけれども、きのうの証人喚問の絡みでございます。守屋次官の二百回を超えるいわゆる供応まがいの話が出ておりました。しかし、いわゆる内閣の責任というものも当然私はあるべきだと思っております。

私の地元は久留米でございます、いわゆる陸

上自衛隊の幹部候補生学校、第四特科連隊、あるいは小郡駐屯地、そういうものがございまして、本当に彼らの訓練、あるいは入校式、卒業式での真摯な目、そして彼らとの会話というものをしよつちゅう私はやっておりますけれども、その自衛隊員があれだけ頑張っている。東ティモールにもゴラン高原にも我々の地元から行きましたよ。

そういうことを知るだけに、防衛庁のトップにあった者、事務次官四年、官房長に長年いた者があれだけゴルフに行っている。しかも、きのうの話では、役所に通告もせず行っていたということ、彼だけの責任で終わらせては私にはならないし、内閣官房の、官邸として、内調もあるでしょうし、あの事務次官はおかしい、毎週行き場所も言わずにゴルフをやっている、そんな話は絶対つかめるはずだし、それがつかめずして何でシビリアンコントロールだ。そういう一番重要な視点がきのうで明らかにならなかった。

これについては、官房長官も務められ、そして今、現総理としておられる福田総理に、内閣のトップの責任というものを今どう考えておられるかを国民の皆様には御表明いただきたい、かように思います。

○福田内閣総理大臣 安全保障の責任ある立場にある者が自分の行動をやはりある程度つまびらかにするということは必要だと思いますよ。そして、いつでも連絡つけるような体制に置いておくということ、これはどうしても求めなければいけないことだと思います。

しかしながら、それを把握できるかどうかという点、本人が申告しないであちこち行っているというふうなことになるまで、最後は、これは結局、本人のモラルの問題なんです。それから任務をどう心得ているか、こういった問題でありまして、そういうことがわかれば、それは十分注意ができますけれども、わからないとなかなか注意もできない。

しかし、今はそういうことになっておりますの

で、防衛大臣から、厳しくそういう問題についての指摘をし、そういうことが今後絶対に起こらないようにというような指導もしておるといふように聞いておりますので、今後そういうことが起こるといふふうには私は思っておりません。

○古賀(一)委員 いや、私は、今の説明では国民は納得できないと思います。防衛大臣が先ほどもおっしゃいました、今後こういう調査をする。しかし、これはもう防衛大臣以上の、国のセンス、自衛隊の運用にかかわる問題。自衛隊ですよ、それが世界各国に協力という形で行っている、それが問われているそのさなか。

そして、今までは、この数年を見ても、私の地元では西方沖地震があった、中越地震もあった、いつ何どき、危機管理をトップとして要請されるかわからない。

だって、大雨が降るといったら、国土交通省の河川局長とか地元の所長は全部待機ですよ。もう当然ですよ。警察署長が管内を離れるときは必ず連絡して、どこに行く、そういうのを全部やって行くのに、それは一回だけならともかく、長年にわたって、それを内閣総理大臣あるいは官邸が把握できなかったということは、私は極めて、防衛大臣あるいは守屋さん本人というよりも、まさに官邸そのものの、内閣の危機管理能力そのものが問われた重大事件だと私は思いますけれども、今の総理の御答弁は、本人の申告がなければわからぬと。それで納得できる問題ではないと私は指摘をいたしたいと思います。簡潔に、では、石破大臣。

○石破国務大臣 それは、内閣総理大臣は文民統制のトップに立たれる方でありまして。あわせて、自衛隊の最高指揮官であります。他方、防衛大臣は、防衛省の監督責任、管理責任というのを有しております。これは自衛隊法上、そのようなことに相なっております。

私として、総理の厳しい御指示もございまして。土曜、日曜も含めて何をしているか、そこまで本

当に全部申告をさせ把握をせねばならぬのか。それはもう残念なことですが、悲しいことです、はっきり言えば。ですけれども、そこまでしてきちんとやらなければ危機管理官庁としての役割を果たせない、そういう認識を持っておるところでございます。

○古賀(一)委員 それでは、本題に入りたいと思います。

先ほど来、いわゆる今度の日本の協力の実態についての、あるいは洋上での実態、補給の実態、そしてアフガンの実態について、いろいろ、るる質問がありました。

でも、ずっと、女性の社会参加がタリバン政権のときに比べてどうだ、こういう話はよく聞くんですけれども、私は、これはまだ認識が我々と違う。

実は、きのうも私はアフガンに電話をしました。十数年間アフガンを取材している日本人の方でありまして、二人の方に聞きました。アフガンの外交委員会の委員にも、アフガン人の人にも、今の治安状況はどうなんだ、タリバン政権、ムジャヒディン政権、長い目で見て今の状況はどうなんだと聞きました。日本にも、東京にもアフガンの方はたくさんおられます。きのうも先週もお話を聞きました。

そういうことから聞くと、政府の説明との間に非常に乖離があるんですね。一言で言えば、タリバン政権も含めて、国民の安心、あるいは食っていきける、あるいは仕事がある、当たり前のその原点の面においては、タリバン政権時代よりも今が一番悪いと言ってますよ、悪い。

私は、いろいろ申し上げたいこともありますけれども、まずは、福田総理、これは一番重要な点だと思えます。アフガンというのが、九・一一、この日本参加、アメリカの戦争開始以来、治安、農業を含む経済、そして教育を含む民生でどういふふうによくなったのか、何がなされたのか。それはこの我々の日本の協力の根拠にかかわる問題だと思えますので、その認識をぜひこの際にお聞かせ願いたいと思います。

○高村国務大臣 先ほど町村官房長官が答えたことと重複いたしますが、世銀の報告書によりまして、二〇〇三年から二〇〇六年のGDP成長率は年平均一〇％であり、着実な経済成長を達成しているわけでありまして。それから、初等教育就学率は二〇〇〇年の一九・二％から二〇〇五年には八六・五％に向上しているわけでありまして。しかし予防接種を受けた子供が二〇〇〇年の三五％から二〇〇五年の六四％に向上しているわけでありまして。それから、農業に關しまして言えば、小麦の生産量については、アジア開発銀行によれば、二〇〇二年の百七十四万二千トンから、二〇〇五年は二百三十四万二千トンにふえているわけであり

ます。

いろいろ明るい面、暗い面もありますけれども、経済社会状況について言えば、世銀あるいはアジア開発銀行がこういうことを言っている、こういうことでございます。

○古賀(一)委員 世銀がアメリカ色の、影響が強いということも言うつもりはありませぬけれども、今の数字、先ほど御説明がありました。この前もこのお話は聞きましたけれども、私は、不思議な話を一つ聞いたんです。今、国民がこれだけ困っているというあのカブールで、南部はもつとひどいんですけれども、カブールでビルラッシュだということですね。だから、我々、一回見に行こうではないか、この委員会です。通常国会でどうなるかわかりませぬけれども、時間はあるでしょう。私は見に行くべきだと。これだけ疲弊しているあのアフガンでビルラッシュですよ。それがつくっているんだ。結局、それは援助物資あるいは麻薬、あるいは軍閥、国民とはかわりないアンガラ経済的なもので、先を見越してのビルラッシュがあると思えないんです。

この経済成長、先ほどおっしゃいました経済成長率、平均一〇％ですが、こういう話は、恐らく国民が毎年一〇％豊かになっているという話ではさらさらなくて、いわゆる軍事経済化をどんどんしている。ケシがなくなるのもそうですよ。

百六十ものルートでケシが外に国境を越えて出ていくはずがない。それはやはり、一つの内政的な何か抜け道がいろいろあつて、戦争のための戦争、これがアメリカと思う。軍閥による戦争のための戦争というような構造が年々私は根づいていっていると思う。

そこに国連から、日本から、日本から流れた金は幾らですか。今度の海上活動だけでざっと六百億ですよ。そして、経済無償援助、無償援助がほとんどですよ。これを中心に、日本だけでざっと千四百億円の資金を我々税金を使って、合計二千億です。このアフガンに我々税金を使って投じてきたんです。日本だけじゃないです。アメリカもフランスもイギリスも、オイルマネーも、それなりの金をどんどんアフガンに注入している。

それは、景気は上がりますよ。GDPは上がりますよ。しかし、国民は全くそういう実感が無いというところに今度のアフガンの実態があつて、このままだと、幾らやつても、幾ら洋上給油を続けても、これは終わらないんじゃないか。結局、そこにこの法案が六年を経た今日審議される意味がある。

したがって、アフガンの経済の実態、本当のところを日本政府はもっと調べるべき。いつまでも国連決議がどうだ、カルザイがこう言っている、そういう上つ面の、それは言いますよ、カルザイさんは、ずっとアメリカにいたんですから。日本の協力が要らないなんて言うはずがない。そうじゃなくて、実態としてどういうふうによくなくてきたかというのを、日本政府は、血税を使っているわけですから、私は調べるべきだと思うんです。

アフガニスタンの話を聞きますと、いろいろな人の話を聞く。二〇〇五年は自爆テロは十五件であつた。去年、二百二十件までこれは増大をいたしております。十七カ月で六千人が死亡をいたしました。千五百人が一般市民、そしてその相当部分、子供が死んでいる。

そこで、私はここで申し上げたいのは、アフガ

ンの現状を聞いているともう時間がないので、もつと言いたいことはありますけれども、それは、アフガンの現実から見たら不朽の自由作戦の正当性、限界というものが、この六年を経て明らかにしたんだではないかと私は思っております。ところが、政府側はそういう議論は一切ない。

しかし、アメリカには、実は、イギリスのエコノミストという雑誌があります。十月二十七日号です。それから、ごく最近のデータでありますけれども、アーミーズ・オブ・ザ・フューチャー、将来の軍隊、ブレイズ・ノット・バレットツ、つまり頭だ、もう鉄砲の弾じゃないと。こういう話は、実は、アフガニスタンでタリバンを、イラクでサダム・フセインを一撃で倒した米国の軍力は圧倒的だった、破壊はできても建設ができてない弱点が暴露された、米国防総省内で、弾丸より頭脳を使う新たな戦略の議論が起きているというのがアメリカ寄りのイギリス・エコノミストの記事として載っているわけですから。こういうのを日本はやはり言うべきだと思う。

私は、この不朽の自由作戦、名前はいいですが、名前は非常にいいんです。しかし、アフガンの現実、中村哲さんに言わせれば、売春をする自由、軍部と仲よくなつてお金持ちになる自由、飢え死にする自由、そういうものはアフガンの社会で現実になったけれども、この不朽の自由作戦というものは、アフガンの現実から見て正当性を持っていないと私は思います。二千億円もの金を投じてきた、そういう面から見ると、これは本当にむなし。ここで私はもう一回見直すべきだと思うところがございます。

時間がないので、ちょっと私はもう答弁はしやうまして、答弁をはしるのも失礼でありますけれども……(発言する者あり)いや、いいんです。

それで、最後に質問をいたします。あと五分というのを聞きまして驚いておりますので、次に……(発言する者あり)申しわけないと思いま

す。それで、私は……(発言する者あり)演説をしたいんです。

これからの国際協力、私はきのう電話しても、やはり日本人に対する期待、尊敬、大したものがありますね、あります。私は、そこで、日本のこれからの進むべき道は、アメリカに、あれだけでも減ってきた給油量にこだわるとはなく、まさに日本こそが、周辺国、パキスタン、ウズベキスタン、そういうところを、それからもちろんイラン、こういうものを含めてアフガンの経済復興の具体的なモデル事業というものを見せたいと思っております。やっただけいい。

それは、私は一つ具体的提案があるんですけれども、これはあした以降やりますけれども、例えば、日本は去年バイオマスの閣議決定をして、国是としてやろうという話があります。アフガンにはてん葉がとれるんです、サトウキビもとれるんです。それを、一定のプラントを百カ所ぐらいにつくって、君たち、ケシじゃない、付加価値の低い小麦でもない、来年の夏からサトウキビつくれ、この村に、あそこの県に、これだけのいわゆるバイオエタノールをやるといような構想は、私は十分あり得ると思うんですけれども、日本政府の中でそういう、この六年を機に、どういう貢献をすべきかというものを、何かお考えがあるか、今後検討する用意があるか、私は総理の決意をお聞きしたいと思えます。これは提言でございますが、ぜひ感想をお述べいただきたいと思います。

○福田内閣総理大臣 大変御立派な御意見だと思います。

私は、やはり日本のできること、そしてそれが国際社会に役に立つこと、特に困った人、困った国に対してどういうことをしたら一番役に立つのか、これを日夜考えて日本の国際支援というものを実行していかなければいけない、こういうふうにいると思います。できることにはしていき、しかできないところにはそれにかかわるものは何があるのか、こういうことも同時に模索していか

なければいけないと思います。

御説もとてもでございます。

○古賀(一)委員 大演説をぶちましたので、質問はこれで終わりますけれども、この点は本当に私は真剣に考えていたのだと思うんです。これは、日本の印象の岐路になる問題だと私は思っています。ここで、今はまだ日本に対する尊敬と敬愛の念がある。しかし一方で、今までは洋上給油の事実についてアフガンの人はほとんど知りませんよ、関係の政府高官だけ。街角でアンケイトをとつてもらったんです。そうしたら、知らない。しかし、一部の人のみならず、これが、何だ、キティ・ホークに日本が給油をずっと六年間やってきたのか、そういうふうにとるんですよ。アフガンの人はそのぐらいしかとらないから……(発言する者あり)いや、補給艦から補給艦みたいな、そんなややこしいことではない。要するに、アメリカの軍艦に日本はずっと給油をしてきたというの、あの国ではそう広がる。そのときに私は、一部の人はこれは日本に対する恨みに転化する可能性もあるという話もあるんです。私はそうなる可能性が大いにあると思う。

したがって、日本は日本のそういう得意分野、そして日本が戦後六十年培ってきたこの信頼を生かす戦略をぜひとも私は立ててもらいたいし、我々民主党もそういう具体的提案を今後しっかりとしていきたいと申し上げまして、終わりたいと思います。

○深谷委員長 この際、三谷光男君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを許します。三谷光男君。

○三谷委員 民主党の三谷光男です。きょうは、この大事なテレビ入りの審議にこうして質問の機会をいただきました、委員長、理事、委員の皆様から感謝を申し上げます。きょうは、昨日行われました守屋証人喚問で取り上げられました問題を題材に質問をさせていただきます。きのうの守屋喚問、実に驚くべき内容でありま

した。非常識な守屋さんの所業の数々に加えて、疑いを持たれた問題には巧妙に答えない、責任逃れ以外の何物でもない内容であったと思います。きのうの守屋証人喚問の内容を福田総理はどのように受けとめておられますでしょうか。

守屋さんの所業だけではなくて、その話の中で、防衛関係経験者も宮崎氏との接待の席に同席していたという話も出てきました。就任当初から福田総理はよく信頼の回復を口にされていましたが、きのうの喚問で、防衛省のみならず、政権への信頼、政治への信頼も地に落ちたのではないかと、このように思います。

信頼回復に向けて、福田総理、今後どうしていく、このようにふうにやっていくというふうなことがありますが、いかがでしょうか。お考えをまず聞かせてください。

○福田内閣総理大臣 昨日の証人喚問でもって明らかにしましたように、自衛隊員として倫理規程に違反するような行為を行っていたということ、また、このように遺憾でございます。また、こうした行為が防衛装備品の調達公正性、透明性に疑念を生じさせているということは極めて遺憾なことでございます。

したがって、私は、去る二十三日に防衛大臣に対しまして、速やかに事案の調査を徹底して、そして厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるということ、それと同時に、幹部職員を初め全職員、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすように指示をいたしました。

また、私は、先週の日曜日の自衛隊の観閲式におきまして、厳正な規律の保持につき訓示をいたしております。

今後、防衛省において、厳正な処分と再発防止の徹底を含む抜本的な改善措置が講じられることを期待いたしております。

○三谷委員 今総理から、厳正な措置、再発防止措置をというお話がございました。そして、石破大臣は、特別監察を既に実施され

ている、先ほども明らかにされました、制服組では将補以上、本省課長級以上の幹部の接待、物品供与の有無を調べるといふものでありますけれども。あるいは、先ほどのお話の中でも、防衛省は危機管理官庁、最も厳正でなければいけない、私も全く同感であります。そして、確立をしますとおっしゃいました。

まさに、きのうの守屋喚問の内容を受けて、新たに省内に指示を出されるとか、あるいは調査に乗り出すとか、調達の問題も含めてこういうことをやっていきますという新たなお考え、御指示はありますでしょうか。

○石破国務大臣 特別監察を実施しましたのは、委員がおっしゃったとおりでございます。きのうの喚問を受けてという、必ずしもそういうわけではございませんが、これは、山田洋行だけではございませぬ、ほかにもいろいろと出入りをしておられる会社というのはいくつかありますので、対象人員も膨大な数になります。そのことについてきちんと把握をしなければならぬと思っております。その調査のやり方について検討をするように指示を出しておりますのでございます。

これは、どのような小さなものであっても、おっしゃいますように最も厳正でなければなりませんので、きちんと実行せねばならないと思っております。

それから、調達のあり方については、本日に今の調達のあり方がベストであるのかという議論は、それはしていかなければならないのだと思っております。

私は、商社が入るからすべて悪いなどということとを申し上げるつもりはありません。それなりの合理性もあるのだらうと思えます。しかし、どうすれば最も公正なのか、随意契約の問題もございします、そこも含めて、調達のあり方も一回全部見直すということで、今、私を長といたします組織、あるいは寺田政務官を長といたします組織、そこにおきまして検討いたします。そして、成案

を出して皆様方にお出しをし、また御議論をいただきたいと思っております。

○三谷委員 今最後に、まさに調達改革のことをお触れになりました。まさに大臣おっしゃるように、例外なく全部見直していく、一つ一つのことで、特に装備品、装備の話となりますと大変、なかなかこれは難しい問題がある、それは私もよくわかりますし、また大臣もよく御理解をされていることと思います。本日に難しい問題だと思っております。

改めて、きのうも証人喚問の中でも取り上げられました。また、具体的な問題、取り上げさせていたしまして、質問をさせていただきます。

きのうの証人喚問によって、まさに守屋前次官と宮崎さんなる山田洋行の元専務の親密な関係が取りざたされ、守屋さんが頼まれて防衛省の調達に関与したんじゃないかということで、幾つかの問題が取り上げられました。

その一つでありますけれども、CX、航空自衛隊の次期輸送機、そのエンジンの調達をめぐる問題についてお尋ねをいたします。

宮崎元専務が新たに設立をしました軍需専門商社日本ミライズに、事務次官だった守屋氏が、随意契約をすればいいじゃないかと天の声とともれた発言をしたのではないかと、これは、朝日新聞、東京新聞の報道がありまして問題になりました。きのうの喚問でも取り上げられました。

肝心なことになると守屋さん、全く記憶にないとか、あるいは承知しないとか、偽証に近いような話もございましたけれども、きょうは、大変時間が短縮をされましたので、肝心なことを一問だけ石破防衛大臣にお尋ねをいたします。

この問題は、ちよつとはしよつて申し上げますけれども、もと、山田洋行とそこを出ていきました宮崎さんなる元専務とのいわば内紛劇であります。守屋さんの一番の罪は何だったか。じつにこんだった納入業者の役員に、断じてあつてはならないような接待や便宜供与を受けて、この内紛劇に防衛省全体を巻き込んだことであります。

話を戻しまして、肝心なことといひますのは、まさに石破大臣にお聞きをいたします。このCXエンジンの調達の問題、その選定の結末は、石破大臣、どのようにその答えをおつけになれるのでしょうか。

一千億近い、まさに防衛省の中でも大変大型の案件であります。また、既に二回公告をされて一般競争入札が行われ、応札はございせんでした。今の参加条件で応札できるところがないことが、まさに問題になっているわけでありまして。御承知のことだと思ひます。どのように答えを出されるのでしょうか。大臣、お答えをお願いいたします。

○寺田大臣政務官 お答えを申し上げます。

昨年の八月の会計法規の変更によりまして財務大臣通達が発出をされたことは、委員も御高承のとおりでございます。すなわち、本来随契になるような契約内容についても、一たんまず一般競争入札手続を経ること、これが手続の透明性と効率性の観点から定められたわけでございます。それに従ひまして、この一般競争入札が実施をされたわけでございます。

そして、この入札要件といたしまして、Aランク、Bランク、Cランクであること、そしてまた、代理店契約、すなわち販売について権利を持つていふことというふうな契約条件でもって入札がなされ、現実的に応札が行われなかつたわけでございます。

それを踏まえ、現在、予決令第九十九条の二の規定に基づきまして公募手続を実施いたしました。そして、この公募手続自体は八月の三十一日に締め切りが行われたわけでございます。現在、その結果を踏まえまして、装備施設本部において所要の検討を行っております。

いづれにいたしましても、会計法規を厳正に、適正に適用していく中で、厳正なる結論を出してまいります所存でございます。

○三谷委員 私は、石破大臣にお尋ねをいたしました。今、寺田政務官がおっしゃられた話という

のは、昨晚航空機課の役所の方々が来られて説明をされたという話でありました。

私が聞いておりますのは、これだけ大きくなった問題に、役人に答えを出すのは酷な話だといふに私は思っています。いつまでも先送りしないでほしいと思います。日本ミライズにするのか、なかなか出せないでしよう、こういう答えは。別の選定の仕方を編み出すのか、あるいはGEから直接買うのか、大臣の責任で答えを出さなきゃいけないんじゃないでしょうか。

調達改革をするとは先ほど言われました。口で言うのは簡単でありますけれども、さつきも申し上げたように、一つ一つ考えれば本当に難しいんです、装備の問題というのは、先ほどもうなすいでおられましたとおり。どうかりーダーシップをとってきちんと責任ある答えを出していただきたい。

お答えをお願いいたします。

○石破国務大臣 これは、大臣が天の声というのもまた妙な話なのでございまして、どうすればよいのか。

ただ、今政務官からお答えを申し上げましたように、GEのエンジン、あるいはロールスロイスのエンジン、プラット・アンド・ホイットニー社のエンジン、この三つとも所要を満たすものであったが、どれが一番安く性能がよいのかということ、GEであったということでございます。

そして、公募をかけ、応札がなく現在に至っておりますということございまして、この後、公正な手続を経て、しかるべきところに、最も安いもの、最も納税者に資する形で最も性能のいいものという形で透明性を持って決めてまいりたいと思っておりますが、大臣が恣意的に決めるということとは当然のことかと思っております。手続の透明性、厳正性、常にきちんとチェックをするのは当然のことかと思っております。

○三谷委員 何も大臣からの天の声をという話をしていくわけではございません。大臣がリーダー

シップをとってちゃんと道筋をつけてくださいというお話を申し上げているわけでありまして。きょうは時間がございませぬが、もう一つだけ取り上げさせていただきたいと思っております。

これも証人喚問の中で出てきた問題であります。チャフ・フレア・デイスペンサーの納入における山田洋行の過大請求、水増し請求の事案についてお尋ねをいたします。

わかっていることというのは、平成十二年度、山田洋行と当時防衛庁との八億一千万だった当初契約が、平成十四年度、一年後に減額変更されて、最終的に六億二千万円になった。報道では一億と書かれていますが、これも、数が、額が違っていましたら、後で修正をください。一億九千万円分過大に水増しをされて、請求が行われませんでした。

明白なことがございます。これもきのうの喚問の中で出ました。当初契約、最初の契約ですね、当初契約後に、ニューヨーク駐在の防衛庁原価計算部の輸入調達専門官、昨日はお名前がはっきり出ましたけれども、この輸入調達専門官さんがメーカーのBAEシステムズに問い合わせ、これは不正な見積もりだというふうに確認をし、表に出しました。これはもう明らかな不正な水増しだと思っております。

そして、結果は、契約変更はされた。契約変更なんです、これは。難しいんですけれども、契約変更されて、されたけれども、処分はない。処分というのは、実はこれはペナルティーの形にはなっていないんですけれども、きょうは時間が短いので中身の難しい話はできません、処分というのは取引停止のことです。ほかに、過大請求をされて、処分であります取引停止に至った事例というのはいくつかあるんです。どうして二億円近い水増し請求がされて、それは明白だったにもかかわらず処分がなされなかったのか。これは事務方で結構であります。防衛省から明快な説明をお願いいたします。

○江渡副大臣 お答えさせていただきたいと思

います。

今御質問のチャフ・フレアの射出装置の件でございますけれども、防衛庁の契約本部におきましては、平成十三年の三月三十日、海上自衛隊で使用する米国のBAE社のチャフ・フレア、これを合計で三件、全部で二十四セット、計八億一千万円が当初契約したわけでございますけれども、その後、作務的なことがあったのではないかと今委員の質問でございまして、当時の関係者等々からいろいろと調査して、今の段階で聞いているところでございますけれども、その段階では、先ほど言ったような、委員が御指摘になったような状況ではなくて、どちらにしても、その当時の出されていたものがBAE社によるちゃんとした書類であったというものであつて、なぜその段階においていろいろなもの履き違えられていたかということ、今現在調査しているところでございます。

どちらにしても、数字的において間違いという部分の方もこちらの方でわかつたわけでございまして、その点におきまして、きちんと契約を変更してということ、平成十四年の五月に、三件の契約合わせて約九千万円を減額する変更契約を行っております。

なお、この契約三件はいずれも概算契約の履行中であった、そういうところでありまして、その時点では額は確定されておらず、それに基づいた支払い行為もされていなかった。また、委員が九千万円と言っておりましたけれども、全体として一億九千万円減額されたということでございます。

○三谷委員 今の副大臣の御説明は、何のことやらさっぱり意味がわかりません。私がお聞きしたかったのは、水増し請求をされて、それも作務的なことがあったかどうかという調査をしているところ、私は明白なことも一つ言いました。ニューヨーク駐在の、きのうの名前が出ました輸入調達専門官がメーカーに確認をして、実はその確認書もあるわけでありまして、これ

は不正な見積もりだという確認がとれているわけでありまして。

○江渡副大臣 済みません、お答えいたします。今、作務的とかいろいろ言われましたけれども、当時ニューヨークにおられたこの調査官の方が調査した結果、あくまでも先ほどのBAE社が出したものであるということで、もしかしらこのBAE社が出したものでないかという点で、もしかしらそういうところがあったのではないのかということだったわけでございまして、その中でもよく調べていたらちゃんとBAE社のものであつたと。

ですから、なぜその段階でそういうふうにごが生じたかということ、現在、今調査しているというところでございます。

○三谷委員 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、このように、石破大臣、もう言いきりて終わりますけれども、先ほど調達改革の話が出ましたけれども、一つ一つのことに答えを出してください。それが一番大事なことだと思っております。それがまさに調達改革だということに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○深谷委員長 この際、伴野豊君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを許します。伴野豊君。

○伴野委員 民主党の伴野豊でございます。同僚議員に引き続き、時間がございませぬので、手短かに質問させていただきます。総理も、午前中は党首会談ということでお疲れかと思っておりますが、どうぞおつき合いたいただきたいと思

います。

早速お伺いしたいと思います。総理もいろいろ今回の法案の報道等もお話になっておられるかと思っておりますが、自衛隊の最高指揮官でもある福田総理にまずお尋ねしたいと思います。

これは日本国憲法第六十六條にもきちつと明記されておりますが、自衛隊を出動させるとき、実力組織である自衛隊をとりわけ海外に派遣する場合、何が確保されているべきか、何が保たれていなければならぬか、どうぞお答えいただきたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 やはり、保たれていなければいけないことは、高いレベルの規律と文民統制、そのように思つております。

○伴野委員 文民統制という言葉が出てきて安心いたしました。ちよつとフリップを。まさにこれです、文民統制、シビリアンコントロール。これがなければ、すべて何をか言わんやだと思ふんですね。

しかしながら、今これが揺らいでいるのではないかと。本当に残念な思ひでございます。なぜ揺らいでいるか。御案内だと思いますが、まず第一に給油量の取り違え隠れの問題、二つ目に給油流用転用問題、三番目に航泊日誌破棄問題、四番目に守屋前事務次官ゴルフ接待等問題。この最後の四番目が一番大きいのもしれません。これをきょうはこういうことだと思ふんですね。これをきょう本当は一つ一つ時間があつたらお尋ねしたかつたんですが、あすも質問させていただきます。きょうでございます、そこでじっくりさせていただきます。きょうは、きょうは、私が週末、地元へ帰りまして、有権者の方といろいろお話をさせていただきまして、その中で素朴な疑問を、幾つかありました。で、ぜひ総理にお答えいただければと思ひます。

先ほど田嶋議員が、実際の六年間、給油活動というものはどういふものであつたかということ、最低限新しい法案を議論するならば国民の皆さんに説明責任があるだろうというお話の中で、始まつた数年間は特にどこへ使われたかということ、これを議論していかと思ひますが、十月十日の予算委員会、岡田元代表と高村外務大臣のやり取りの中で、これもNHKで生中継されておりましたから、多分びつくりされた方もいらつしやる

んじゃないかと思ひます。多分、法律的には逸脱してないということではないかと思ひますが、高村大臣は、「当初はやつておりました。自衛隊をもつて当初はやつていた、それについてテロ対策で補給をしていた、こういうことです。」ということ、アフガン本土の攻撃の質問に対してお答えになっていました。

国民の皆さん方は、インド洋で海上阻止活動だけに、だけとまでは言い過ぎかもしれませんが、それが主で艦船に給油をしているんだと思つていましたし、多分、多くの国民の方はそういう阻止活動の給油であればお許しいただけるのではないかと。いふに思ひますし、私自身も、本當の意味でのテロ対策であれば、それはやるべきことであるし、国際貢献はぜひやらなきゃいけないと思ひますが、残念ですが、出していただいたデータを見る限り、非常に危ういことを感じなければいけません。

フリップをかえてください。これは防衛省さんからいただいたきちつとしたデータです。

平成十五年五月一日に、皆さん方御案内のように、ブッシュさんはイラクの勝利宣言をいたしました。ラムズフェルド米国防長官も、アフガニスタンでのテロ作戦終了宣言をこのとき同じようにしました。ここで仕切つてみますと、はるかに給油量は多く、アメリカの補給艦にかなり多いということがわかります。

これを少し数学的な確率論で解いてみますと、この赤線から右側、ずつとこれは海上阻止活動に使つたと仮定しましょう。それを横へすつと持ってきたほかの部分、残念ですが、ずつと全体給油の四〇％です。ですから、ひよつとしたら、この四〇％はアフガン本土の攻撃に使われてしまつたのではないかと。

そして、先ほどからずつと、確かに、アフガニスタン、いろいろ問題はあります。だけれども、NATOの方も六百七十何人以上亡くなつていますし、一般市民の方は数えられないぐらい、一つの統計では五千ともそれ以上とも言われていま

す。そういった状況を見るにつけ、えつ、アフガニスタン攻撃にも油が回つていたかもしれないと思つてびつくりされる国民の方々はおかしいでしょうか。いかがですか、総理。そう思われる方はおかしいかどうかということをお答えいただけますか。総理に。もう時間がないから、総理、一言でいいですよ。総理、お願いします。

○高村国務大臣 九月十一日のテロを思い起こしてください。あのとき、世界じゅうの人が衝撃を受けた。日本人も亡くなつた。そういう中でこの法律はできたんです。そして、十分な審議のもとで、どういふことができるか、どういふことができないかということも十分審議を……(伴野委員「法的には問題ないこともわかつている。手短にお願ひします」と呼ぶ)

そういうことをして、法的には問題ないということ、委員は認めておられる。そして、さらに言えば、自衛隊の対応について事後承認を求めたときは、民主党の皆さんは賛成しておられるんです。これについて。(伴野委員「質問に答えていただけませんか。国民感情としておかしいと思うことに對してどうか」と呼ぶ)

少なくともそのときの国民感情は、こういうことも考えた上でこの法律を認めた、少なくとも民主党も自衛隊の対応についてそれに賛成した、こういうことではないですか。

そして、やはり、そういう中で無辜の民が亡くなるということ、本當に残念なことでありまして、そういうことがないよう、OEFに従事している各国も、今、カルザイ大統領と話して、そういうことが少しでも少なくなるように協議をしていると承知しております。

○伴野委員 法的には問題ないということは理解してあります。そういうことに使われたということ、を余り知られていない国民が、いや、アフガニスタンの本土攻撃でも使われていた可能性がこんなにあるんですねといったことに対してびつくりされた、そういう国民の感情はおかしいですかという質問をしたんです。だから、質問にちゃん

と答えていただきたいと思ひます。
では、次に行かせて……(発言する者あり)
総理、答えていただけますか。答えてください、一言でいいです。そういう国民感情はおかしいですか。

○福田内閣総理大臣 国民感情としてどういふものであつたか、私もよくその當時のことを覚えていないんですけれども、何も国民は喜んでこういう活動をしているわけじゃないですよ。しかし、日本の責任としてその程度はやらなければいけない、そういう気持ちも強かつたと思ふんですよ。私は、そつちの気持ちの方が強くて皆さん支持をしてくだつた、民主党も支持をしてくだつた、そう思つております。

○伴野委員 だから、総理がおつしやることは正しいんですよ。ただ、人間でもぼこつと殴られたときはかあつときて、やり返さなきゃいけないと思ふけれども、本當にぼこにしちゃつていいかといつたときに、やはり冷静に考えなきゃいけない。この六年間で、だから総括しよう、いろいろな情報を出しましょうと言つておられるんですね。まあ、これは頑張つて石破大臣も出してきていただいておりますけれども、データは。でも、やはりその総括はしなきゃいけないんじゃないかな、そんなふうに思ひます。

では、時間ありませんから、質問の趣旨をちよつと変えたいと思ひます。

ちよつと恐縮ですが、総理、シュレッダー、裁断機です、シュレッダー、これは多分事務所にもあると思ひますが、総理みずから最近お使いになつたかどうかわかりませんが、シュレッダーをお使いになつたことがおありになるか、それから、そのときはどんなものをシュレッダーされたか、教えていただければと思ひます。

○福田内閣総理大臣 シュレッダー、使いますよ。それは廃棄すべきものをシュレッダーにかけるといふことです。

○伴野委員 何でそんなことをお聞きしたかといひますと、さつきの二つ目を出してください、

航泊日誌破棄問題の中で、航泊日誌をシュレツダーにかけたといつたときに、私は直観的にそれは本当かなと思つたんですよ。

というのは、私も国鉄という労働集約産業といひますか鉄道の中で生きていた時代があります。そうすると、その中の人を動かすときに、命令一下、動かさなきゃいけない。鉄道も安全と闘つていますから。比較的自衛隊と似た命令組織を持つているときもありません。それでやらなきゃいけないときもあります。そこである程度育てられた私としては、そんな大事な、航泊日誌といえれば人では、日記です、それを簡単に本当にシュレツダーにかけちゃうかなと。

私だつたらといひますか、勤めている人、まあこの人がそうとはいひませんが、普通は何回も何回も上司に確認してやるべきものではないかなというところから来て、それでシュレツダーをかけるの心理というのを国会図書館で調べてもらいました。

総理、国会図書館、非常に熱心に拡充されて充実されておりますけれども、あそこはすごいですね。「組織とエリートたちの犯罪」というのを、そのシュレツダーにかけるといふところからずつと検索していただきました。これがすごいんですよ。「権威防衛のための無謬主義と秘匿主義」という。組織とエリートたちの犯罪といふことを、これは元法務技官の方で犯罪心理を勉強されている新田健一先生という権威がいらつしやるんですが、その方が、ここであつと時間がないから言ひませんが、これはどこの軍隊とか言ひませんが、軍隊といふのはどうしても無謬主義になり秘匿主義になつてしまふ、ここを改めていかなければ本当の信頼は得られないといふこともおつちやつていふんです。

今回起こつたことがこういうことじゃなければいいなと思ふ次第でございますけれども、もし御感想をいただければ。

○石破国務大臣 きのも、私どもの方から報告を提出させていただいたところでございますが、こ

れは聞き取りました。実際にシュレツダーにかけました人、そしてそのときに相談にあつた人、その艦の艦長、航海長、すべて聞き取つた。委員御指摘のようにそんなことが本当にあるのか。航泊日誌といふもの、普通航海日誌といひますが、航泊日誌ですね、それを捨てちゃう、シュレツダーにかけちゃう、それが二曹、三曹の判断において本当にできることなのかといふことは、これは私も何度も委員と同じ意識を持つて調べました。本当でした。何でこんなことが起こるのかといふことなのです。

ですから、実際問題として、よく言ひますよね、訓練し存在する自衛隊から行動する自衛隊に、そう変わつていくその過程において、文書の管理とかそういうものがきちんとなされていふかどうか。これは、全部管理しないといふ行動する自衛隊になれない、文民統制にもなれない。そういう一種の、今までの自衛隊のあり方に相当の問題があつたのではないかと。これはまたいろいろ議論をさせていただきたいと思ひますが、事実としてそのようないふことが行われておつたといふことは、まことに申しわけのないこととて思ひます。

○伴野委員 国鉄も、J.Rのことを言つて申しわけないのですが、やはりそういう重要な書類を廃棄するときに稟議書といふのをきつと回す。海上自衛隊さんはどうなつていふのかといふことをちなみに調べさせてもらひました。そうしたら、海上自衛隊文書管理規則といふのが見つかつて、五十八条で、立会者のもとに廃棄簿に押印をする。まず立会者も必要なんです。廃棄簿といふものにきつと書かなきゃいけない。最終的に、もしこれが満了前のものであつたとすれば、これは訓令第三十一条第二項に書いてあるんですが、防衛大臣の承認を得てまでやらなきゃいけないといふぐらい、規定上といふルールはすごく厳しくやつてあるんです。

でも、こういうことが起きちゃうとすれば、これは石破大臣、私も一緒に「ましゅう」、補給艦を見に行かせていただきましたから余りきつこと

ばかり申し上げられないですけれども、しつかりやつていただかなきゃいけませんから申し上げたいんですが、やはり無謬主義なんです。要するに、間違ひを起さなさいといふことでルールをつくり過ぎなんです。

鉄道だつてそんなんです。人がやることだから、間違ひは起るんですよ。そうしたときに、どうやつてフェールセーフをするか。つまり、第二、第三のチェックシステムをつくつておかないといふけないのではないかな、そんなふうに思ひます。いかがですか。

○石破国務大臣 私、かつて金融機関に在籍をしておつたことがございます。そのときの書類の管理といふのは、本当に物すごく厳正でございまして、それは、お客様の信用といふものがある、それで金融機関といふものは成り立つていふ。ですから、書類の保管といふのは極めて厳正でござい

ました。私どもの場合に、規律は最も厳正でなければなりません。ただ、お客様とか株主とかそういうものの利益がどうのこうのといふことになれば、それはちよつと違つた次元になるのだと思つています。その場合に働く規範といふものが違つていふならば、無謬性といふことが、本当に無謬でなければならぬわけですね、ある意味で。委員のおつちやつていふことはちよつと違つたものかもしれせんが、フェールセーフの仕組みといふのをきちんと確立をしなければいかぬのだと思つております。

ただ、今回も、きのう報告させていただきまして、委員と一緒に乗りました「ましゅう」にいたしましても「とわだ」にしましても、何でもそうですが、艦内には狭い、そして日々の仕事といふのは物すごく煩雑。私どもの船は乗組員が少ないです。から、一人何役もやらなきゃいけない。そうすると、年次検査みたいな形でドックに入つたときに、さあ書類の整理をするぞといふ形でやつたのだと思つております。

のように確認をするか、そのことをもう一度徹底をしましうと。艦長であり、あるいは曹クラスであり士クラスであり、そういう人たちに對して文書管理といふことがきちんと徹底されていふかどうか、教育の現場まで含めてもう一度全部見直します。

○伴野委員 「ましゅう」も一緒に視察させていたでいて、今、大臣のお気持ちもかなり共通点があつて、私も安心いたしました。しかしながら、今、大臣みずから文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会をつくらなきゃいけないほど非常に残念なことになつていふのも事実だと思ふんです。ですから、やはり私は、ここは一度立ちどまつていろいろ考えてみる時期なのではないかな、そんなふうにも思ひます。

例えば悪いかもしれませんが、今、いろいろ食品偽装の問題が出ています。非常にブランドの高いつとところが、あんなところがあるところがあることをしています。残念ですが、どつちかといふと、一番下の、四番目の前事務次官のこともあんなこと。これは、大臣と現地へ行かせていたでいて、自衛官が額に汗して、あの酷暑の中、防じん対策をして現場で頑張つていらつしやる自衛隊の方に本当に申しわけない、これ以上申しわけないことはないんじゃないかと。多分、石破大臣、そう思つていらつしやる、気持ちには共

有していただけたと思ひます。だから、ここは徹底的にやつていただきたい。その上で、どう国際貢献があるべきかといふことを考えていただいても遅くはないんじゃないかと思ひます。

最後に、きょう私のパソコンの方に地元の主婦の方からこういうメールが届きました。これを読み上げて、最後の質問のかわりにさせていただきますたいと思ひます。

「国民から預かつた多大の税金がどう使われたか、本当に人々の安全と安心に役立つたか、戦争はどのような理由であつて、破壊と汚染とそれを見

て育つ青少年の憎しみの連鎖をうむものです。どうか日本の貢献は技術教育食文化で役に立つて欲しいものです。『主婦』と書いてありますが、国民の多くの皆さん方の願いは、日本らしい貢献をしてほしいということではないかと思えます。

以上で終わらせていただきます。

○深谷委員長 この際、長島昭久君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを許します。長島昭久君。

○長島昭委員 民主党の長島昭久です。

この委員会は、テロとの闘い、こういうことに對して日本は何ができるか、こういうことを本質的な議論で答えていかなきゃいかぬ、私はそういうふうになんか思っております。今問われていることは、補給活動に賛成するのか反対するのか、そういうような話ではなくて、もっとより本質的な話だと思ふんですね。

今問われていることは二つあると思います。一つは、テロの時代というこの特異な時代にあつて、我が国の安全保障をどう確保していくか。これが第一番目。そして第二番目、テロとの闘いで本場に頑張っている世界各国、国際社会、この国際社会の中で我が国がどういう役割を果たしていくべきか。私は、こういう二つの本質的な問題が我々委員ひとしく、与党も野党もなく、そして政府も国会もなく問われているんだらうというふうな思ふんです。

私はきょうはそういう本質的な問題を総理にお伺いしたいと思つてこの場に立つたのでありますが、どうしてもその前に触れさせていたかなければならない問題がございます。これは通告をしております。現職閣僚、法務大臣の発言でございます。

昨日、「友人の友人がアルカイダ」、この発言であります。とんでもない発言ですね、総理。友人の友人がアルカイダということは、鳩山法務大臣はアルカイダと共通の友人を持っているということですよ。テロとの闘いをどう進めていくか世界各国が悩んでいる、アフガニスタンの安定をどう

しようか、我が国はどういう覚悟を持つてこのテロとの闘いに臨むべきか、まさに議論を始めようというこの委員会のその議論が始まるやさきに、こういう発言をされている。

総理、法務大臣を罷免されますか。総理です、総理、任命権者ですから。

○町村国務大臣 一言で言えば、不適切な発言であつた、こう思います。

友人の友人を直接知らないということを後で釈明されたようでありますし、また、そのことを知つたのはあの事件がバリ島で起きた後のことであつたという釈明もされたようであります。第一報が世界を飛び交うというこの情報化の時代に法務大臣として不適切な発言である、こう認識をし、けさの閣議の前に、私から法務大臣に発言は十分注意するようにという注意をしたところでございます。

○長島昭委員 総理、その官房長官からの注意で十分だと思われますか。よりによって外国特派員協会で発言されているんですよ。今世界に発信をされると言つたけれども、わざわざ世界に発信をしてもらいたいと言わんばかりのそういう場での発言ですよ。

先ほどから出ている、三千人からのアメリカ人が亡くなられた、日本人も二十四人亡くなられた。アルカイダですよ、首謀者は。そのアルカイダと共通の友人がいるということを、まさにひけらかし発言をしている。

ちよつと読みましょうか。「二、三年前は何度も日本に来ていたようです。毎回いろんなパスポートに、いろんなひげで、わからならしいんですね。彼はバリ島の中心部の爆破事件に絡んでいました。『そういう方がしよつちゅう日本に平気で入つて来られる』」

総理、官房長官からの嚴重注意でどまると思いますが。そして、このことをきちんと調査されますか。お答えください。

○福田内閣総理大臣 場所といい、発言の内容といい、これは極めてよくないことだと思ひま

す。

ただ、御本人も気がついて、すぐ記者会見をしてそれを訂正したということでもございました。外人記者クラブにおける発言がかなりラフな発言だつたということだつたと思ひます。それを正確な形に言いかえたということでありまして、これは、本場にそういうことであつたとしても、不適切は不適切、場所柄もわきまえず、こういうふう

に思ひます。

ですから、そのことについては私から官房長官に注意を促すようにというふうなことを申しまして、けさ、官房長官から本人にそのように伝え、本人も大変恐縮をいたしておる、こういうことでございます。

○長島(昭)委員 では、総理はこれをジョークとして、事実の確認もしないで過ぐすんですか。ジョークじゃないですね、これは明らかに。事実確認、事実調査をなさいますか。そのことを本委員会でおつしやつていただきたいと思ひます。

○福田内閣総理大臣 そのことについて私なりに本人にただしたいと思つております。

○長島(昭)委員 いや、本人にただすことはもちろんですが、こういう事実が我が国において、このテロの時代にアルカイダとおぼしき人間が日本に二度も三度もひげをつけて入つてきてという話ですから、これは警察も含めて政府としてきちんと調査をする対象のものだと思ひますが、いかがでしょうか。

○福田内閣総理大臣 法務大臣というのは、そもそもそういうのを取り締まる立場にいますんですよ、そもそも。ですから、彼、法務大臣の立場でもつて十分調査をすべきだというふうな思ひます。もしそれが進んでいないのであれば、私からも促したいと思ひます。

○長島(昭)委員 これは本題ではございませんので、きちんと調査をしていただきたいと思ひます。

本題に入りたいと思ひます。

先ほどの私の問題意識、二つ申し上げました。

そういう問題意識から今度の新しい法案を見せたいだきまして、政府はテロとの闘いから逃げてはいけないうと盛んにおつしやいますね、しかし、今度の新しい法案でテロとの闘いに対する日本の参加の機会といひますか可能性といひますか、そういうものは大幅に後退していますね。

現行の特措法では、これは石破大臣が最近おつしやつていますメニュー法、三つのメニューの中から、協力支援活動、捜索救助活動、そして被災民救援活動、少なくともこの三つの活動ができる、そこから政府が何かを選んでいく。今回は補給活動を選んだわけですね。そして、九・一一関連のテロ事案であれば、あらゆるテロ事案に對して日本は関与することができた、現行法では。しかも、活動区域も特段に制限はなかつたですね、法律上は。詳細は基本計画で、政府の裁量で定める、こうなつていました。

テロは世界で起こる、いつ起こるかかわらない、テロとの闘いは息の長い活動だ、総理もおつしやつています。瞬時に対応しなきゃいけない。しかし、にもかかわらず、今回の新法案、今度の法案では艦船への補給活動しかできない。しかも、海上阻止行動をしている艦船に對する補給活動しかできない。しかも、一年。総理、こんなに手足を縛つて大丈夫なんですか。総理、こんな縮みの思考でテロとの闘いに本場に日本がきちんと対応できるんですか。(発言する者あり)

聞いてください。東南アジアでテロが起こつた、東南アジアでテロが起こつたときに日本は対応できるんですか。あるいはスーダンにアルカイダの基地が発見された、アメリカが活動を始めた、日本はそれに対して対応できるんですか。また特措法をつくるんですか。我々は一般法でいくべきだとつて言つてきた。総理、今度の法案は余りにも視野が狭過ぎる。いかがですか。

○福田内閣総理大臣 今回の新法につきまして、ただいま御審議いただいている新法につきましては、今までの自衛隊の活動、またアフガニス

タンを中心とする環境から考えて、この分野の仕事が一番日本の仕事として適切である、こういう判断にしたいんです。そしてまた、期間も一年というふうになっておりますので、延長という条項もございませうけれども、とりあえず一年ということであれば、この業務を継続実施するということが国際社会に対する協力というものは十分果たし得る、我が国の役割として、というような考え方で活動の範囲を狭めたわけですよ。

そして、今委員の御指摘されるようなほかの、いわゆるテロとの闘いという広い概念ということになりますと、この法律ではできないんですよ。ですから、テロ特措法でもできないんですよ。ですから、もしそういうようなことがあるならば、ほかの地域でそういうようなことがあるならば、それは特別措置法をつくるしかないんです。もしくは、今委員おっしゃったような一般法をつくる、こういうことなんですね。

この一般法をつくることにつきましては、イラク特別措置法を審議する過程において、私は官房長官として、担当大臣として随分答弁しました。そのときに、一般法をつくったらかどうかという御意見は、たしか委員からもありましたよ。多くの方々からそういう御要望をいただきました。民主党の方々が中心ですよ。そういうふうなことがありますので、これは今後の課題でございます。大事な課題だということに考えておまして、そういう機会をなるべく早くつくらなければいけないと思っております。

○長島昭委員 テロの関連地域というのはアフガニスタンだけではなく、御案内のとおりですね。ですから、やはり私たち立法府は早く一般法の議論に取りかかっているかなければならぬ。私は、この委員会でも今やる議論は、本来であればそういう議論をやるべきだと今でも思っています。こんな、ある意味で視野の狭い法案をやるような委員会では実はないと思っております。それは、国会関与の問題です。国会の関与の問題で

す、総理。今回の新法案は、国会関与を大幅に後退させました。

石破大臣に特に伺いたい。石破大臣は、シリアアンコントロールを非常に重視されている方だと私は常々思ってきた。そして、国会を通じての民主的コントロールも、これまた非常に重要。今や、先ほど来話があるように、自衛隊に関する限り、行政府のシリアアンコントロールはほとんど破綻しているんですよ。だからこそ、国会の、国会による民主的コントロールが非常に重要なんだ。しかし、今回はその手続を省いてしまったね、総理。どういうことでしょうか。国会関与規定が全くなかったことを説明してください。

○町村国務大臣 ちよつと我が方もパネルを使わせていただきますが、委員は全部を御承知の上での御質問なんだらうと思えますけれども、確かに委員言われたように、三つの活動、協力支援活動と捜索救助活動と被災民救援活動、このうち二つ今回削除しました。そして、協力支援活動のうち、黒い字で書いてある補給だけにしました。おっしゃったとおり、こんなに絞っているのかという御指摘は私もある意味では賛同いたしますが、少なくとも今回の法律ではこう絞りました。実施場所もこうやって絞りました。そして、これらのことはこれまでの法律ではいずれも国会承認にかからしめていたわけです。今回は全部この必要ないことを法律に書いたんです。

法律に書いた上でここで御議論をいただいているという事は、この法案が通った後、事前あるいは事後に承認を受けるということ以上に、国会を尊重しているからこそ、まさにこの法案の審議の中でここをお決めたことがはるかに重要なことなんだというところでございまして、決して国会軽視であるとかシリアアンコントロール無視であるということではないということをぜひ御理解ください。

○長島昭委員 済みません、そのパネル、ちよつといてください。あのパネル、最後の結論のところ、「現行の国会承認事項は、全て法定」と書いていると書いてありますね。官房長官、それはうそですよ。しっかりと読んでください。大体、自民党の法案審査がこれで通っているというのが私は信じられない。河野議員だけが、この国会承認がないのはおかしいと彼一人が反対したそうだけれども。私は、非常にこれはゆゆしい問題だと思っています。何か。私たちが現行法に基づいて国会承認をする際には、その前に閣議決定されている基本計画を参照しながら国会承認を行うんですね。基本計画に何が書いてあるか。一つは、基本方針、活動の種類、内容、実施区域の範囲、これは今回法定されています。もう一つ、派遣部隊等の規模、構成、装備、派遣期間、この規定は、今までは基本計画に盛り込まれて、我々承認をする国会議員はそれを参照しながらこれは適切かどうかを判断していた。しかし、今回、法律に書いてないじゃないですか、そんなこと。いいかげんなことを書かないでください、こんなパネルに。

○町村国務大臣 しかし、部隊の規模等々は国会の承認事項ではありませんよ。いいですか。確かにそれは一定の背景としてあるのは事実ですが、しかし、国会の承認事項ではないという事は、今委員みずからお認めになったじゃありませんか。

○長島昭委員 国会の承認事項かどうか問題ではないんです。我々国会議員がどういふ情報に基づいて承認行為を行うかどうか問題なんです。そうでしょう。まさにこの問題なんです。この問題が、一番重要なんです、国会承認の。

そして、このテロに関する新しい法律案も、これを皆さん見てください。（パネルを示す）日本の安全保障に対する法体系です。自衛隊法から始まって、PKO協力法、周辺事態安全確保法、テロ対策特別措置法、現行法です、イラク人道復興支援特別措置法、全部国会承認があります。全部国会承認がある。PKOも事前の国会承認、PKFの本体業務に對してある。全部あるんですよ。

日本の安全保障の法体系というのは、石破大臣がこれは日本だけだというふうにおっしゃいましたけれども、日本の伝統として、きちんと国会のコントロールに服させるという原則があるんですよ。今回の法律案はこれを踏みにじっているんですよ、壊しているんですよ。総理、どう答えますか。（発言する者あり）これは一番の心臓だ。

○町村国務大臣 それぞれの法律において私どもは必要なことを国会で御審議いただいているということ、その後、必要な承認というのがあることも、確かに御指摘のとおり、あります。

しかし、今回は、ごらんのとおり、今まで国会で審議をいただき、承認をいただいていた事項を全部法律に書いてあるんですから、その必要がないということ。これでまたもう一度国会承認では、一体何を承認事項に係らしめるんですか、それを明確に教えていただきたい。

○長島昭委員 効果が全然違うんです。いいですか。法案の可決は、例えば衆議院で可決をして参議院に送る、参議院が否決したら衆議院に送り返される、三分の二の可決で衆議院が通りますね。第二番目のパターンとしては、衆議院で可決、参議院がサボタージュして六十日間開いたら、衆議院の議決が優先されるんですよ。

しかし、承認事項はどうですか。衆議院と参議院双方の承認が必要でできないんですよ。だから全部承認にしているんですよ、今までの日本の安全保障法体系は。これを踏みにじってはいけません。ここが文民統制の、デモクラティックコントロールの一番の要諦なんです。石破大臣、どう答えられますか。

○石破国務大臣 この法案を審議する上において、この点、長島議員と本当によく議論をさせていただきたいと思っております。

先ほどの部隊の規模等々についてどうなの、派遣する部隊の規模、装備及び派遣期間等、実施上の必要な事項というのはどうなの、ということでございます。この部分をどうするのかということなのですが、これが条文になじむものなのか

どうか。部隊の規模ですとかそういうものを条文に落としにくいということが、法技術的にどうなのだろうということになるのだと思っています。

そう言ったときに、では、どうなんだ。まさしく今官房長官からお答えがありましたように、当然、どんな部隊を出すんだという御質問はあるでしょう、与党からも野党からも。これぐらいの規模です、こういうような装備を持っています、あるいは派遣期間はこのようなものでございませう、そういうようなお答えをすることによって担保されるのかされないのか、それが条文上どうなのかという点につきましては、私どもは今申し上げたような考え方を持っておりますが、それでは文民統制上十分であるということが委員のお立場だとすれば、それは議論をさせていただきたいと存じます。

○長島昭委員 もう時間がないので、これは石破大臣とこれからも、また総理とも議論をぜひさせていただきたいと思えます。

私は、石破大臣がこの法律づくりに加担されているということは本当に信じられないですね、はつきり言って。私は、法律に書き入れると言っているわけではないんですよ。法律になじまないからこそ、基本計画できちんとやって、国会の承認にゆだねたらどうか、こういうふうに申し上げているだけなんです。総理、こはこの法案の一番の核心部分ですから、ぜひこれからお考えいただきたい。一言ございませうか、コメント。

○町村国務大臣 すべてわかった上で長島議員が言っておられるので大変不思議なのでありますけれども、今までの法案でも部隊の規模等々は国会の承認事項ではなかったんです。なかったんです。そのことをよく御承知おください。

○長島昭委員 きょうはもうこれでやめますけれども、またあした、あさって、引き続き質疑をさせていただきたいと思えます。

○深谷委員長 これにて渡辺君、近藤君、田嶋

君、古賀君、三谷君、伴野君、長島君の質疑は終了いたしました。

次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮でございます。総理、今、国民は、昨日の守屋前防衛事務次官の証人喚問を見て怒り心頭であります。さまざまな疑惑が一層深まった。国民にとっては、年金も税金も上がる、医療費、障害者の負担増、そして介護も大変、若者にも仕事がない、商売もそれから農業も上がったり、こんなに暮らしが大変なときに軍需関連企業から二百回以上もゴルフ三昧の接待を受けていた。

守屋氏は証言の中で便宜供与はなかったと否定しましたけれども、まさに不自然さままりないですよ。見返りを期待しないでこれほどの接待をする企業があるだろうか、みんな見て思いました。しかも、うその証言をすれば偽証罪が問われる場で、政治家、そして防衛庁長官経験者まで一緒に接待を受けていたという証言は重いものがあると思えます。知らない、記憶にないというふう

に経験者の方のコメントが次々とテレビでも映っていました。まさに、それで済まされる話ではないと思えます。まさに、こうやって防衛行政をねじ曲げて莫大な税金を使ってきたという疑惑は濃厚であります。

この軍事大企業をめぐる癒着問題、関連する問題にメスを入れる、そして、年間五兆円にも上る防衛費、軍事費の問題で、これにメスを入れて暮らしや福祉に回せ、まさにこういう声が国民の中から高まるのも当然であります。

総理、これら的大臣経験者を含む、防衛庁長官経験者を含む、政治家を含むこういう疑惑について、やはり総理みずからが、自民党の総裁でもないらっしゃいますので、特別の体制をとって、これは優先課題、最優先課題として徹底究明すべきじゃありませんか。いかがですか。

○福田内閣総理大臣 昨日の証人喚問を私よく見ていなかったんだけれども、しかし、その後のニュース等で聞いておまして、怒っている部分

は私も怒っていますよ、本当。ですから、このことについては、どういうことが起こったのか、事実関係、徹底的な究明をすべきだということに思っています。今、防衛大臣が中心になってその究明、調査をしておるところでございますので、その状況を見ながらいろいろと判断してまいりたいと思っています。

○笠井委員 総理、怒っているとおっしゃったけれども、怒りは当然だと思わんですが、そういう形で、人ごとでは済まされません。つまり、客観的、第三者的な発言では済まされないと私は思うんです。やはり、まさにこの究明という点でいいますと、人ごとではないということ、もつと責任を感じていただく必要があるというふうに思っています。総理、総裁として。まさに、九・一一のあのテロ事件の直後やテロ特措法が問題になったそういうときにも、毎週のようにゴルフをやっていたということが次々と明らかになっている。

私、申し上げたいんですが、国益というのを私益というか個人の利益が食い物にしていた、まさに、このことをしっかりと確かめせずに、対処もせずに、なぜ国益が語れるのかという問題が鋭く問われていると思えます。

防衛省に調べてもらってというふうにおっしゃいましたが、まさにこういう今の瞬間というのは、防衛省が調べるだけじゃなくて、総理御自身が、防衛庁長官経験者に直接たずねることも含めて、徹底究明に乗り出すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。もう一回御答弁お願いいたします。

○福田内閣総理大臣 事実の究明ということについては、防衛大臣一人だけでも無理ですよ。やはり、つかさつかさで、皆さんの力をかりながら調査究明する、事実関係の究明をするということが必要なのであります。今、防衛大臣が中心になってその調査を進めているわけでありまして、その結果をまずは見たいと思えます。

○笠井委員 総理御自身が、防衛庁長官経験者に直接、どうだったんだ、あなたはかわって、

行ったんですかということをお聞きになるつもりはないんですか。

○福田内閣総理大臣 私自身がそういうことをしなくても、事実関係はだんだんわかってくるようになるでしょう。私が、中谷・元防衛庁長官に対して、何だなんて、こういうふうなことを言うのも大変失礼な話だと思いますよ。

しかし、それは、ですからそれでいいというふうには言っているわけではないのであって、私も重大な関心を持ってこの事態を見守っていきたい、こう思っております。

○笠井委員 経験者に失礼とかいう問題じゃないんです。国民は怒っているんです。だって、こんな問題が解明されずにやっていたという話ですから。だから、そういう点では、総理が国民の視線とおっしゃった、そうであるなら、こういう問題でこそその立場に立つて本当に乗り出す。やらなかったら、やはり変わっていないんだ、自民党政治はという形でますます見放される、こういうことになると思えます。

もう一つ、証人喚問で、海上自衛隊による給油量の隠ぺい問題についてもいろいろなことが明らかにされました。二〇〇三年にイラク戦争に従事していた米空母キティホーク、この艦長が海上自衛隊から八十万ガロンの給油を受けたと発言した際に、福田総理は当時官房長官でいらして、官房長官として、防衛庁が米側に確認して、イラク戦争には使っていない、二十万ガロンだから一瞬にしてなくなったというふうな発言をされてしまった。

ところが、昨日の守屋前次官は、八十万ガロン、二十万ガロンの事実を確認したんじゃないかと、テロ特措法の趣旨を外れていないということ、米側に言っている、このように米側にお願したというふうな証言したわけでありまして。

総理、ということは、当時、日本政府としては、官房長官でいらして、米政府に八十万から二十万かも確認していない、そして、あの空母の問題になった前後の作戦行動も確認していないかつ

た、こういうことですね。

○福田内閣総理大臣 私官房長官のときに、二十万ガロンと発言したことは事実です。これは、私の記者会見の記録に残っております。ただし、その情報はすべて防衛庁からもらった資料に基づいて発表しているわけでありまして、私の方で創作したことはありません。

それ以外の事実は、私は承知しておりません。

○石破国務大臣 私、当時防衛庁長官でございましたが、転用ということはありませんねというところについて確認を行ったということが実際のところでございます。

○笠井委員 だから、ちゃんとそういう問題を確認していなかったということなんです。一体だれに何を確認していたのかという問題、極めて重大な問題も明らかになりました。

当時、米側には具体的に確認もしていないのに、昨日防衛省から提出されましたこの中間報告というのがございます。これを見ますと、八十万ガロンというのはイラク戦争ではなくアフガニスタン作戦にすべて使われたのは事実だと断定をして、確実と断定して居直っているという立場であります。

これは、私、政府、防衛省だけにこの問題の調査は任せられないと思うんです。国会で徹底究明が必要だ、不可欠だと思えます。守屋氏の再喚問、そして当時の海幕防衛課長ら関係者の当委員会への証人喚問を要求したいと思えます。委員長、理事会に諮っていただきたいと思えます。

○深谷委員長 理事会において諮ります。

○笠井委員 その上で、問題は、そもそも自衛隊はこの六年間、米軍など、どういう行動をしている外国の軍艦に対して給油活動をしてきたのかという問題であります。

米国防総省は、十月の十九日にこういう声明を発表しました。不朽の自由作戦に日本が給油する燃料の使用について、ここにその文書があります。米大使館から日本語訳も来ているし、英文も後ろについています。

この中で、日本が補給した燃料の追跡についてという項目がありまして、こうあります。日本が補給した燃料を、米軍艦に給油された時点から消費されるまで、任務ごとに追跡することは、以下の理由により複雑な作業となる。三つ書いてあります。

一つは、海上自衛隊が補給した燃料をほかの燃料と分けて別のタンクに貯蔵することはない。二つ目は、海上自衛隊の燃料がまず別の補給艦に給油されそこからほかの艦船に給油されることは海軍作戦行動においては一般的であり、その場合、用途を説明する作業はさらに複雑になると。三つ目に、加えて艦船は複数の任務につくこともあると。このように書いていて私は読んでるんですけれども、防衛大臣、それとおりですね。

○石破国務大臣 そのように書いてあると認識をいたしております。

○笠井委員 実際に、この自衛隊の補給艦が給油しているアメリカの第五艦隊というのがありますが、これについて、米国防総省の発表では、この艦隊は三つの任務、すなわち、一つはイラク作戦、もう一つ、二つ目にはアフガニスタン作戦、三つは海上行動を一体のものとして、インド洋、ペルシヤ湾に展開をしているというふうに言っております。

私、アメリカの海軍のホームページから、この任務を持って派遣されている米攻撃艦隊の派遣の期間を整理いたしまして、資料として配付をさせていただきます。資料の一をごらんください。

○笠井委員 パネルも用意しました。

ここにありますように、ブッシュ大統領が勝利宣言をした一年後、イラクの暫定政権ということとで、それに主権が移譲されたというイラクの情勢がありました。その二〇〇四年五月以来、こういう形で、現在までの三年半の期間でありますけれども、実に二十三日もの艦隊が切れ目なくこの地域に派遣をされているというのをまとめたのがこの表でございます。この艦隊のシアーズ司令官は、

我々は今三つの戦争、イラク、アフガニスタン、テロ、これに従事していると強調しております。参議院の予算委員会の審議の中でも取り上げた、自衛隊が給油した米軍艦のイオージマというのがありますが、これらの艦隊もこの三つの任務をやるということで、米軍が確認してきたものであります。

そこで、総理に確認したいんですけれども、自衛隊の補給艦がテロ特措法で給油してきた相手の米艦隊艦船がそういう三つの任務を持っているということは、当然、日本政府としては承知をしていたわけですね。総理、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 複数の任務を持つことがあり得るというところは、これはこの法律の審議、あるいは審議のときに言われたかどうか私存じませんが、前に長官を務めておりましたときに、複数の任務を持つことはあり得るということはこの場で答弁をいたしております。したがって、そういうことはあり得ると認識をしております。

○笠井委員 複数の任務という一般的な問題じゃなくて、日本が給油した相手の、アメリカの場合です、米軍の艦船の行動部隊ですから、それが三つの任務を持っていたということとをきっちり知っていたかどうかということとあります。はっきりそれを答えてください。

○石破国務大臣 私どもが行わねばならないことは、我々の補給した、国民の税金によって賄われている燃料というものが、OEFというものの、法律にのっとって使われているかどうか、そのことはきちんと明らかにせねばならない、そういう立場でございます。

○笠井委員 それは驚きですね。相手が全体として何をやっている、そういう軍艦なのかと、どんな行動をやっているのかも知らないで、日本がやっているのはこれですと、そんなことで本場に許されるんですか。

○石破国務大臣 繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、私たちは、OEFというもののこの燃料が使われているかどうか、ですから、先ほ

ど、アメリカに確認したのも、ほかの目的ではなくOEFというものにきちんと使われているかというのをアメリカ政府に確認をしたという場面が出てまいりました。それと同様に、私どもは、自分たちの油というものが法律に定められた趣旨のとおり使われているかどうか、そのことはきちんと確認する責任があるということを申し上げておるのでございます。

○笠井委員 石破大臣ともあろう方が知らないはずなんです。これは、相手の艦隊がどういう任務を持っていたかというのを知らなかったんですか。知らないけれども、その一部で、OEFをやっているから入れているんだ、それ以外何をやっても関係ない、そんな、関知しない、知ろうともしない、確認もしない、こういう立場でこの六年間やってきた、これが日本の政府の立場ですか。

○石破国務大臣 この活動というものが法にのっとって行われているか、そのことは日本政府としてきちんと確認をせねばならないことだということを申し上げておるのでございます。

○笠井委員 答弁になっていませんね。三つの任務を持っていたことを知っていたか知らないかと聞いているんですから、はっきり答えてください。知らなかったんですか。

○石破国務大臣 それは、補給を行いますときに、これはいいんです……(笠井委員)そうじゃなくて、相手の任務です」と呼ぶいやいや、まあ聞いてください。

交換公文を結びますね。そしてまた、現場で確認をいたしますね。現場で確認をするのは、何の任務に従事しますか、OEFの任務、それがきちんとありますね、そして、それに使う量はどれくらいですかというのをきちんと確認をしながら、何に使われるかわからない、とにかく、言い値で言いなりの量を出す、そんなことはいたしてありません。

これがOEFにきちんと使われているかということ、それは冒頭、渡辺委員に対する答弁で申

し上げたかと思いますが、先日、寺田政務官が現地に行っているいろいろなことを確認してまいりました。そのときに、アメリカのみならず、参加する各国とも、日本がこういう法律に基づいて補給を行っている、したがって、OEFというものに使われる、そういうようなことでなければならぬというの、被補給国といいますが、補給を受ける国全部の周知の事実となっており、そういうような事実確認というものもきちんといながら補給をしているということをぜひ御認識いただきたいと存じます。

○笠井委員 知っているか知らないかというふうな何っているのに、それも言えない。国防総省は発表して言っているんですよ、三つの任務を持っている。軍事の常識なんですよ、それを、相手がどんな行動をしているかも、知りもしないのか、知ろうともしないのか、知っているけれども言いたくないのか、わかりませんが、確認もしないで給油していた、ただただこの部分と。

知っていて言わなかったんだって重大ですけども。おおよそ、軍事の常識、いつも言われます、石破さん。そういうことがわかっているんだって、そんなことあり得ないはずなんです。なぜ言いたくないのかというところに私は重大な疑問を感じます。そういう任務があるということは何で認めないのかと。

それでは具体的に、これらの米軍艦船の中で、日本の佐世保を母港にしているエセックス、こういう軍艦がありますが、これを中心にした艦隊の活動を実際に見てみたいと思います。

これもアメリカ海軍のホームページに掲載されておりますが、これを整理したのがお手元の資料二でございます。パネルでもここに持ってきてまいりました。このエセックスというのは、四万トン余りの世界最大規模の強襲揚陸艦の一つでありまして、ここにありますように、合わせて四隻で行動しております。水陸両用の即応攻撃部隊ということで行動している。

これらが沖縄で二千二百人の海兵隊員の部隊を乗せて沖縄のホワイトビーチを出航していったのが、二〇〇四年八月二十三日でございます。このエセックスに搭載するために、昼夜突貫の仕事、準備作業の中で、二〇〇四年八月の十三日、普天間基地所属の米軍ヘリコプターが沖縄国際大学に墜落をいたしました。

総理、当時は官房長官をやめられたその二カ月ぐらい後だったと思うんですけども、この事件は覚えていらっしゃいますか。ヘリ墜落事故です。

○福田内閣総理大臣 かすかに覚えております。

○笠井委員 かすかというのはちよつと、沖縄県民は本当に怒り心頭だったんですよ。大変な屈辱的な事件だった。私も現場へ行きました。

総理大臣、官房長官もやられて総理大臣になられるわけで、そういうことを、かすかにということじゃなくて、やはりしっかりと沖縄県民の気持ちを受けとめて、覚えておいてもらいたいと思います。

事故からわずか九日後であります、事故報告書が出るはるか以前にもかかわらず、沖縄県民はもちろん、国民的な激しい怒りと批判、それから、日本政府も制止しました。しかし、それも振り切つて、八月二十二日に事故機と同じ型のヘリ六機が普天間飛行場から飛び立って、大問題になりました。

外務省に伺いますが、私の確認した範囲ですが、当時、海老原北米局長が、このエセックスが沖縄に寄港した目的について国会でこういうふうな答弁をしています。沖縄の海兵隊の一部をイラクに展開せしめるということになったが、そのときにヘリコプターと一緒に海兵隊とともにイラクに輸送するために入港していた。そして、さらにこう言っています。普天間からこれらのヘリ六機はイラクでの米軍の作戦に向かうために飛行したと承知していると。

外務省に確認しますが、こういう答弁をしたということとは間違いありませんね。

○西宮政府参考人 その部分の答弁は持ち合わせておりませんが、そのとおりだというふうな理解をいたします。

○笠井委員 このエセックス遠征群という艦隊は、イラクでの米軍作戦に向かうために当時沖縄から出航した。日本政府は、こういう任務を当時から承知していたということでもあります。

実際にこのパネルをのぞいていただきますと明らかのように、資料二でありますけれども、このエセックスの艦隊というのは、二〇〇四年の九月十日からペルシャ湾でイラク石油基地防衛などの任務に従事し、そして、それに一緒に乗っていた海兵隊の遠征隊は、ファルージャの激戦がありまして、イラクのファルージャで数千人とも言われる市民を虐殺した、殺りくしたという作戦に参加をしています。翌年に入ってもイラク作戦などに参加をしまして、二月二十七日には再びイラク本土から海兵隊員が船に戻ってきて、四月上旬に沖縄そして佐世保に戻ってきた。

総理、この問題でいいますと、この艦隊の軍艦ジュノーに、自衛隊の補給艦「ましゅう」から、ここにありますように二度の給油を行っているわけですが、当時、日本政府は、相手がイラク作戦ではなく、アフガニスタンの海上阻止行動としてどんな活動をしていると承知しているんでしょうか。答弁願いたいと思います。

○石破国務大臣 ジュノーについてのお問い合わせであつたかと思ひます。

そのような報道が、既に、平成十七年、二〇〇五年でございますが、四月の国会において議論がなされているというふうには承知をしておるところでございます。

この事実関係でございますが、申し上げれば、二〇〇五年当時、テロ特措法に基づきインド洋に派遣されておりました「ましゅう」、私どもの補給艦は、この年の一月十七日及び二月二十三日に、このジュノーに對しまして燃料補給を二回実施いたしております。

このアメリカのジュノーが、我が国からの燃料

提供の際、不朽の自由作戦、OEFに従事中であつたということにつきましては、当時、外交ルート及び部隊の命令系統を通じて、アメリカに確認をしておるところでございます。

○笠井委員 アメリカに確認したと言われました。外交ルートと部隊の命令系統と言いましたが、いつ、それが、どういう形で確認をして、どういふような確認が来たんでしょうか。

○高見澤政府参考人 お答えいたします。

こういったホームページにいろいろな記事が掲載されたり、今までも国会ではいろいろな議論がございすけれども、そういったものにつきましては、私どもは、私どもが補給した状況については、私どもは、どの海域でこういった量のものをどういふ船に補給したかということの確認をしておりますので、そういったことをベースにいたしまして、その後の艦艇の行動について、それぞれ現地の大使館に連絡をして確認する。それから、米側の在京の、例えば米国大使館であれ、いろいろな確認方法がございすけれども、きちつと、外交一元化ということもございすので、外務省の方を通じて現地で確認をしているということでございます。

○笠井委員 だから、この二回については、いつ、それが、どのような形で確認をして、何という回答が来たかと聞いています。

○高見澤政府参考人 当時議論されましたのは、平成十七年の四月二十八日の参議院の外交防衛委員会でございます。その場でそういうふうにお答えをしておりますので、その段階で確認をしていることは間違いがないと思ひます。

○笠井委員 そういうふうにお答えしていますというの、何か一般的な話でしよう。私は具体的に聞いているんですよ、石破大臣。

○石破国務大臣 ただいま運用企画局長からお答えをしたとおり、そのような外交ルートを使いまして、外交の一元化という観点もございまして、外務省におきましてそれにふさわしい確認の仕方をしているというふうな承知をいたしております。

す。

○笠井委員 国民の皆さんがこれを聞いたって、ちっとも納得しませんよ。O E Fに入れている、不朽の自由作戦でアフガニスタンだけに限定しています、確認はしましたというのを抽象的に言われたって、今問題になつてゐるのは、皆さん資料を提出するという問題になつてゐるのは、具体的な問題でしょう。そこを出さなかったら、だれも納得できないですよ。

幾ら、限定している、確認しましたと言つたって、その確認自体がこの間、証人喚問も含めて、おかしいということが問題になつてゐるわけですよ。きちつと確認の資料を出してください。

○高見澤政府参考人 お答えいたします。

これまで、平成十九年八月三十日までの段階で七百七十七回の補給を実施しておりまして、その件につきましては、総理が御答弁で国民の理解に資するようにきちつとした調べをするということではあるだけの情報開示をするという御指示をいただいておりますし、防衛大臣からも、その七百七十七回の艦船の補給した先の行動について、できる限り資料を探つて、そしていろいろな、まさに米側の発表にもありますけれども、その動向をきちつと追いかけるということとはかなり時間を要する、あるいはいろいろな資料を探してやる作業でございますけれども、それをやつておるということでございます。

いずれ国会の方に御説明をするということを進めていこうとでございます。

○笠井委員 いずれと言つたって、法案審議で早く通せと言われていて、いずれじゃどうしようもないですよ。

七百七十七回やるのは大変です、膨大な作業と言われました。私は、今具体的に、このジュノーに対して入れたという二回について聞いているんですから、これについては、いつ、だれが、どういう形で米側に確認して、どういう回答が来ても、これに限定しましたとかしないとかいうことがあつたかという資料をぜひ当委員会に提出して

ただきたい。

委員長にそれをお願いしたいと思ひます。

○深谷委員長 理事会において資料について検討いたします。

○笠井委員 先ほどの運用局長の答弁を聞きましても、結局、先ほど大臣言われましたが、不朽の自由作戦に限定しているというふうな幾ら言われても、それが説得力ある裏づけをもって答弁がなかったわけですよ。まさに、そういう点では、限定しているといつても、国民から見たら、そんな限定をどうやって確認できるか。できないという問題が浮き彫りになつたと私は思ひます。まさに説得力がないんです。

パネルをのぞいてください。資料二です。

このエセックスの部隊ですけれども、十二月の二十三日、イラク作戦に参加をして、そしてジュノーに乗船し、イラク作戦で戦死した六人の海兵隊員を弔うセレモニーがこのジュノー艦上で行われました。二〇〇五年の一月十七日に、自衛隊の補給艦「ましゅう」から四百三十八キロリットルの給油を受けたジュノーは、翌十八日から二十五日にかけてペルシャ湾でイラク作戦と海上行動を実施ということで、米軍の側が明らかにしております。そして、二十七日には、海兵隊員が、先ほども言いましたけれども、イラク本土からそれぞれ船に帰ってくる、それを始めて、そして、イラクに派遣されて戦死した海兵隊員五十名を弔うセレモニーがこのエセックスの艦上で行われているわけでありま。

こういう事実経過こそ、冒頭大臣も確認しましたが、アメリカ国防総省の声明にもありますように複数の任務についており区分けするのは困難という実態、こういう任務をもつてこういう活動をしている米軍の艦船に対して給油をしていたということが明らかにしたというふうに私は思ひます。

総理、これは、かつてそうだっただけじゃないんです。ことしに入つても、例えば、二月十九日から六月二十二日まで作戦展開をしました空母

ステニスを中心にした艦隊がございしますが、これを見ますと、派遣された四カ月の期間の間にペルシャ湾とアラビア海を三往復してゐるんですね。三往復してゐるんです。そして、イラク作戦とアフガニスタン作戦を反復してやつてゐる。こういう行動を四カ月やつてゐることをアメリカ側が明らかにしています。

このような米空母など米攻撃艦隊は、数カ月単位でこの地域に派遣されているわけですね。数カ月単位で訓練をし、数カ月単位でローテーションを組んで、こうやってずっと派遣してきた、これまで三年半に二十三回。そして、それだけじゃなくて、今後も、二〇〇八年一月には空母ニミッツの艦隊が派遣をされる、そして、その後、強襲揚陸艦ナットソー、この艦隊が派遣をされる、さらに、ナツシユビル、こういう艦隊が投入される。もう次々、ローテーションで、先の先まで決まっているというのがアメリカの作戦であります。

このように、イラク、アフガニスタン作戦、そして海上作戦、この三つの任務を一体的に遂行して、イラクでも作戦を組んで、そして民間人が命を奪われている、アフガニスタンでも多数の民間人の命が奪われているという掃討作戦をやつてゐる。そういう全体としての部隊に対して引き続き給油をしていこうというのがこの新法案にはかならないと思ひます。事実が明らかだ。

総理、こうした憲法違反の戦争支援の新法というのは撤回をする、そして、給油活動は直ちに中止をして、自衛隊をインド洋から撤退させるべきだ、こう思ひますけれども、いかがでしょうか、総理。

○石破国務大臣 憲法違反ということでございしますが、なぜ憲法違反でないかということを知る申し述べましても、余り委員の御質問には適当しないのだからと思ひます。ですから、いたしません。

私どもの補給艦がアメリカの補給艦だけに補給をしているのではないということは予算委員会でも御説明をいたしておるところでございます。量

におきましても、ましてや回数におきましても、アメリカ以外というものが過半を占めるに至つてゐる、多数を占めるに至つてゐることは御認識をいただきたし、委員も御承知の上でお尋ねになつておられるんだらうと思ひます。

もう一つ、アメリカの船というものが複数の任務に従事しておること、これは、政府は当初から申し上げておること、これは、その中にO E Fというものがあるということも、交換公文において、そしてまた現場においてきちんと確認がなされているということ、そして、そういうような、委員が御指摘のようにアメリカの戦争に加担するものなどということであるとすれば、私も、私も交換公文を結ぶ必要もございせん、現地で一々確認をする必要もありません。そして、私も補給を受ける側の各国の艦船が、あるいはその指揮官たちが、この油はO E Fのためにしか使つちやいかぬのだよということを終始徹底しているということが、まさしく私どもの法の趣旨にのつとつた使われ方がされてゐるということの大きな証左だと私は思ひます。

○笠井委員 私に対する答えになつていないと思ひます。アメリカだけではないと言ひけれども、まさにそれは答えじゃない。入れてきたことについて私は聞いているわけですから。そういうことをやつてきたことで、もうまさに三つの任務一体だということ、言つたわけですよ。

しかも、大臣は今、これは限定している、確認している、だからいいんだというふうに繰り返してまた言われましたが、先ほどやりとりしました。この具体的な問題の、エセックスのジュノーに対して二回入れたことについても、いつ、だれが、どこで、どういう確認をしたかという資料も出せないわけですよ。それで、出さずに、あとは信じてくれ、日本はアメリカを信じていますと。アメリカも、この声明の中で、我々は転用していないと信じてゐる。だれを信じればいいのか、こういう話になつちやうんです。まさにそういう問題で、だからこういう問題で

きちつともう、この六年間振り返って、やめるべきだ、私はこう言っているわけです。

○石破国務大臣 笠井委員が石破防衛大臣など信じられぬとおっしゃるのは、それはお立場としてそんなのかもしれない。あるいは、アメリカ合衆国も信じられぬというのは、そのとおり、委員のお立場としてはそんなのかもしれない。

ただ、私は、累次申し上げておりますが、先ほど運用企画局長も答えをいたしました。が、なぜ七百七十七回というものを調査しているのか。アメリカ合衆国としては、先ほど委員が御紹介なさったような、そういうような見解です。なぜそのようなことを全部確認するのか、我が国は、アメリカ合衆国は日本の言うとおりOEFにしか使っていない、もうそれでいいじゃないか、おれが信じられぬのかみたいなことなのかもしれない。

しかし、私どもとしては、これをさらにきちんと調べるために、七百七十七回の記録を全部見て、私が着任してからほぼ一カ月、その全件調査ということのために、何度も何度もアメリカと確認をし、そしてアメリカの現場のアーカイブズにも出向き、何度も何度も折衝をして資料を出し、あるいは、場合によっては、世界じゅうあちらこちらに展開しているアメリカの船からも資料を取り寄せ、今、七百七十七回すべてについて、必要な確認の最終段階に入っておるところでございます。私たちは同盟国ではありますけれども、きちんとした確認をするということは、同盟国との間においてあるべきことだと思います。したがって、そういう作業をいたしております。

いつ、どこで、だれが、どのようにということまできちんと明らかにすることができるとかどうか、私、今そのことについての確かな知識を持ち合わせませんが、アメリカのいろいろな資料を全部点検しながら、OEFに使われたということをお示しするべく、今作業をしておるところでございます。

○笠井委員 私、石破大臣を信じる信じないとい

う世界の話をしているんじゃないやありません。大臣がきちつと根拠を持って、証拠を持って、具体的裏づけを持って資料を出されて、納得すれば、それは信じるのは当たり前です。だけれども、それを出されない。七百七十七回あるから大変なんですと言われますけれども、これは私思うんですけれども、これまで六年間七百七十七回、一回一回きちんとして確認をして、資料も裏づけもちゃんと出ているはずなんです。資料も裏づけもちゃんと出ているはずなんです。それです。そしてすぐ出

今、新法にするかどうかという問題になつて、国会でもいろいろな問題、追及される、国民からも疑問が出る、それで慌てて六年間を振り返って七百七十七回を調べ始めた。これまでちゃんと確認していたのかどうか、していないでやっていたんじゃないかと疑われても仕方がない、こういう問題になると私は思うんです。私、そういう性格の問題だと提起しておきます。

そして、この海上阻止行動、その上に立ってやっている、これからも続けようとしている。この間の政府の答弁を伺っていても、テロとの闘いというふうにおっしゃって、この海上阻止行動への参加に消極的で、参加をやめて撤退をすれば世界から孤立するかのようになり返す言われております。私、これはとんでもないと思うんですよね。

資料三をごらんいただきたいと思ひます。パネルにいたしました。いわゆるアフガニスタンでのテロとの闘いということで、軍事行動に参加している国々の状況、参加国の状況をまとめたものでございます。

見ますと、国連加盟国百九十二ありますけれども、これらのうち、米軍主導のアフガニスタン不朽の自由作戦、これに参加しているのは二十カ国であります。うち、自衛隊が参加している海上阻止行動、これには八カ国ということあります。しかも、このうち、現時点でいいますとカナダとニュージーランドは一時撤退している。先ほど高村大臣は、カナダは間もなくまたフリゲート艦と

いう話がありました。が、現時点でいうと八マイナスイ二ということになっております。

政府自身も憲法違反だと言つて、参加できないと言っている国際治安支援部隊、ISAF、ISAFとよく言われるようになりましてけれども、これについても三十七カ国という状況です。地方復興チームは二十七カ国。これは国連加盟国からするといずれも圧倒的に少数なわけですね。

それで、総理のおっしゃってきたような言い分によりますと、こういう軍事行動、括弧つきで「テロとの闘い」とここにも書きましたが、これに参加していない国連加盟の圧倒的な多数の国々はテロとの闘いに消極的で国際貢献の責務も果たしていないということになるわけですが、総理はそういう御認識でしょうか。総理の認識を伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、田中(和)委員長代理着席〕

○高村国務大臣 委員御存じのように、国際社会の中で日本はGDP世界第二位の国なんです。先進民主主義国と言われている国はいずれも、ここにいただいた資料のISAFかMIOかOEFかPRT、どれかには参加しているんですよ。そして、御存じのように、まさに日本のタンカーがインド洋を通じて原油を日本に持ってきて、そのおかげで日本国民は豊かな生活を享受している。

ほかどこにも参加していないで、日本が、ISAFにも参加しない、PRTにも参加しない、OEFにも参加しない、MIOだけに辛うじてこれからも参加しようというときに、これもやらない。そして、海上で阻止活動をしている国の人たちが見るその前を通っていくのは日本のタンカーが一番多い。こういう状況の中で日本はどう思われるか。私は、それは、それで何でもないといつたら、ちよつと想像力の欠如だ、そういうふう

○笠井委員 想像力の欠如とかそういう話ではないんです。それぞれの国には事情があると、今大臣、まさに国力の違いと言われました。そして、いろいろな事情がある中で、日本は日本としてやるべきことがあるんです。しかも……(発言する者あり)違うんです。本来やるべきこと

す。しかも、この海上阻止行動、日本が参加していると言いました。しかし、これまで、当初は十二カ国これに参加していたんですね。その中で、既にイタリア、スペイン、オランダ、ギリシャは艦船を撤退して、この行動に参加していません。だけれども、参加していないからといって、世界がそういう国々を非難しましたか。アメリカが非難しましたか。していないんですよ。だから、それぞれの状況に応じてやればいいわけで、イラクの派遣状況とともに、いかに世界の国連加盟国から見たら少数派かという問題であります。

今、国際社会は、それこそ一致して、テロ根絶の闘いをやる、そして、テロ防止の闘いをやるというところで、昨年九月も国連総会で全会一致で総会決議が上がりました。地球規模の対テロリズム戦略、世界的なテロ対策の取り組み、法の裁きでやるということ、みんなやろうとしている。国連のテロ対策委員会にも、毎年毎年、各国が報告書をすべて出して、日本も五回出している。そういう形でやっていると、資金を断つ、犯罪者のテロリストを捕まえる、こういう形の努力をやっているわけですから、そういう取り組みを大いにやればいいというのがまず一つです。

同時に、私、アフガニスタンの現状の関係でいいますと、私自身、六年前に、あの報復戦争が起こった直後に、あのアフガン国境の難民キャンプにも行きました。実態を目の当たりにしてきました。

我が党は当初から、戦争でテロはなくならない、テロ根絶は法の裁きでこそいふことを言っています。しかし、この警告を無視して、報復戦争でテロがなくなつたか。それどころか、事態の悪化、特に治安の悪化はますますひどい状況にあるという問題であります。そして、アフガニスタンでも多くの国民が犠牲になる、無辜の市民が犠牲になるということは先ほどもありまし

た。

そういう状況を一刻も早く終わらせたいという気持ちから、アフガニスタンでは今、平和と和解のためのプロセスが始まっている。去る九月二十三日に、国連本部で潘基文事務総長とカルザイ大統領が共同記者会見を行いました。

この中でカルザイ大統領はこう言っておりま
す。ここにテキストがあります。アフガニスタン
においては、この間、著名なアフガニスタン国民
であり、上院議長のムジャディディ博士を責任者
として、平和と和解のプロセスと言われるプロセ
スが進んでいる、我々は既に、アルカイダの一部
ではなく、テロリストネットワークの一部ではな
いタリバン、そのようなものが実際には多数なの
だが、私の言っているようなタリバンとの間で平
和と和解のプロセスを通じて接触を行っている、
こう言っております。

潘基文事務総長も、国内の和解のための包括的
な政治的対話の推進に一層の努力を行うべきであ
る、こう述べております。

これらは何も、ビンラディンと交渉せよ、和解
せよなどと言っているんじゃないやありません。テロリ
ストは捕まえないといけない。しかし、今実際に
進んでいる政治解決へのプロセスを進めようじゃ
ないか、平和のプロセスを進めようじゃないかと
いうのが、大統領も言って、先頭になってやって
いる、対話の努力をしている。

総理は、こういう政治解決の努力についてはど
う受けとめていらっしゃるでしょうか。

〔田中(和)委員長代理退席、委員長着席〕

○福田内閣総理大臣 外交は平和的に行われるべ
きと思いますけれども、しかし、今のような状態
で、それが不幸にしてできないということ、この
状況をどうやって打開するか、それはあらゆる
いろいろな方策を考えなければいけないと思いま
すよ。

ですから、国連の方が動くということも必要か
もしれないし、我が国も一定の発言権もあるだろ
うし、そういう見えないような形でもっているとい

ろな交渉をするということも当然あるだろうと思
います。ですから、当然、我が国の外交もそうい
う努力をする。今そういうことができない状況で
あるというのであれば、そういう道を探る努力を
しなければいけないというふうに思っております。

○笠井委員 この会見を国連で行った一週間後
にも、カルザイ大統領は、首都カブールで起きた自
爆テロ事件がありました、その直後にタリバンの
指導者オマル師に対して、このような大量殺害を
とめるための会談というのも提案している。
総理、そうなりますと、いろいろな努力をする
とおっしゃいました。そういう努力を進めると言
うならば、米軍などによる報復戦争とかタリバン
への掃討作戦、こうした政治的プロセスの障害と
なるようなことについては中止させるべきじゃな
いでしょうか。この点は、総理、いかがでしょ
うか。

○福田内閣総理大臣 今インド洋における補給活
動を続けておりますけれども、国際社会による一
致したテロとの闘いへの協力でございまして、決
して報復戦争への支援とかいうことではありません。
重要なことは、国際社会として、平和を求める
アフガニスタン国民の努力を、人道復興支援と治
安・テロ対策の両面において粘り強く支援してい
くということでありま。

和平プロセスの推進に向けた取り組みとして
は、最近、カルザイ大統領とか潘国連事務総長が
アフガニスタンの国内和平プロセスを推進してい
く決意を表明している点は、これは私、委員のお
考えと同じ、重要であるというように考えていま
す。

今後の動向を注視する必要がありますけれども
も、我が国としては、国際社会と協調しつつ、ア
フガニスタンの政府のこのような努力を支援して
まいりたいと思っております。

○笠井委員 問われているのは、軍事支援か民生
支援か、こういうどっちかだという話じゃなく

て、それに車の両輪ということでもなくて、やは
り、軍事支援をやめて政治的なプロセス促進の方
向に転換する、こういう問題が問われているんだ
と思うんです。

ことし五月八日に、アフガニスタンの上院が決
議を上げております。米軍が率いる有志連合の西
側の部隊とアフガニスタン部隊はタリバン戦闘員
及びその他の過激派の掃討を中止すべきだ、交渉
開始の動きかけが行われている間、タリバンへの
軍事作戦は中止すべきだ、このように言っており
まして、そして、タリバンを含む反政府勢力との
政治解決のための直接交渉を行うべきだ、こうい
う決議を行っております。

まさにそういう努力を今行っているわけです
から、そして、アフガニスタンで現実にはそういう
プロセスが進み始めている。平和とこの和解のプロ
セスを促進して後押しをする、これこそやはり日
本政府が協力支援の努力を、本当に傾注すべき一
番の問題じゃないかと思うんですけれども、総
理、もう一回お願いします。

○福田内閣総理大臣 そういうような働きかけ、
これも必要なときはあるだろうというふうに思
います。ですから、そういうことも視野に入れ
て、しかし、といって、給油活動をやるのかい
うことに、今やめるというふうな、そういう判断
というのは、まだその時期に至っていないという
ように私は思っております。これは継続すべきだ
というふうに思っております。

○笠井委員 時間になりました。終わります。
日本政府は九・一一直後から思考がとまってい
るんじゃないかと私は思うんです。軍事支援で対
応しようとしている。アフガンの現実よりアメリ
カ言いなり、優先ということ、それこそ世界か
ら孤立する道を歩んではいけない、ここでもやり
軍事支援から政治プロセス、これを促進する方向
に転換するということで努力すべきであるという
ことを強く求めて、質問を終わります。

○深谷委員長 これにて笠井君の質疑は終了い
たしました。

次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 社会民主党・市民連合の阿部知
子です。

本日は、午後からですが、主に野党の私どもが
このテロ対策新法について質疑を重ねさせていた
だいております。

私は冒頭、本法案とは直接関係がございませ
んが、ぜひこの場で総理に一つお伺いしたいことが
ございます。

きょうは、実は午後の同じ時刻、日比谷の野外
音楽堂で、いわゆる障害者の皆さんが、障害者自
立支援法という法律、この法律は、障害者にお
りの方にもいろいろなサービスを利用するときに一
割を負担していただくという法の枠をとってござ
います。きょうは、実業所で働いても、その工賃よりも利
用料の方が高い、あるいは、これまでのいろいろな
移動サービスも、どこかに行きたくても、移動
の自由を十分保障するだけの自分の手持ちのお財
布がないなど、いろいろな問題がございまして、
たしか福田総理も総裁選挙にお出になるときに、
この障害者の問題、やはりこれはいかに何でも、
本当に、困難を抱えた方にさらに、自立支援に
なっているんだらうかどうだらうかという懸念を
お持ちだったことと思います。

今、本当にきょうの集會も多くの方が御参集で
ありました。やむにやまれぬお気持ちだと思いま
すが、総理が、政府・自民党からもきょう御出席
でありましたが、この障害者自立支援法という法
律、人が生きるための権利をきちんと保障するた
めの法律に、どういう覚悟で今現在、国会の会期
も迫っておりますと言われていると思いますが、どうい
う御決意で臨まれるか、まず冒頭、恐縮ですが、お
願いたします。

○福田内閣総理大臣 実は昨日、障害者の代表の
方々がお集まりになりました、官邸でもっている
いろいろな意見を述べていただきました。

障害者の自立支援ということについて、我々と
しても、これがより有効なような内容になるよう
に、充実するように努力してまいりたいと思つて

いるところでございます。

○阿部(知)委員 当事者の声を聞いていただいたということで、必ずやその声を受けとめて、一歩でも二歩でも現実に進めていただきたいとお願ひ申し上げます。

では、私の本来の質疑に入らせていただきます。

私の一問目の質問は、今笠井議員がお尋ねになりました、この間、アフガニスタンへのアメリカの空爆、十月の七日、米英軍によって開始されましたが、六年を経て、やはり展望が見えない、出口が見えない、犠牲者がふえる。いろいろな改善の指標はこれ述べられますが、やはりその大地で生きていく方々が、本当にアフガンの大地で次の世代をはぐくみ育てることにはなかなか向かっていないという現状。

その中で、そもそも、対テロ戦争でございましたから、敵が明確に見えませんが。国家間の戦争というよりはアルカイダを叩いたタリバンをやったという枠で始まった戦争ゆえに、また、それが真の敵であり、交渉相手であるのが見えない。だから、現在、アフガニスタンでは、カルザイ政権を初めとして、やはりタリバンという、穏健派のタリバンもおられましよう、そういう人も含めてテーブルを設定すべきだという国連の動きもござります。

せんだつて、私は代表質問で総理にお尋ねいたしました、このタリバンを含んだ場の設定、やはり当事者、含んでいくのかどうかという判断。もう一つ総理にお伺いしたいのは、この間の対テロ戦争は、単にアフガニスタン国内の治安状況を悪化させただけでなく、広く中東全般の情勢を悪化させていると見なければいけないと思ひます。

せんだつても、アメリカがイランの核開発問題で追加の経済制裁、あるいは、パキスタンではブット元首相が帰国したら直後にテロが起きる、あるいは、イラクとトルコの国境では戦闘行為が起るなど、どう見ても、この六年間、中東は和

平に向かっているとは言いがたい状況がございすし、イスラム社会の反感感情も強まっている。

そこで、サミットの主催国となる我が国で、本当に、この中東全体も含め、そしてさらには紛争の深まるアフガニスタンの和平のテーブルをつくるには、かなりの我が国のリーダーシップ、様子を見ながらというよりは、リーダーシップのその御決意を私は一点伺いたいと思ひます。総理にお願いいたします。

○福田内閣総理大臣 大変難しい質問でございまして、いろいろ苦勞してやってもなかなかうまくいかないというのが現状だと思ひます。

ただ、アフガニスタンについて申し上げれば、あの社会、アフガニスタンの社会、これは随分変わっていますよ、今。

まず、一番変わったのは、やはり女性が自由に外に出られる、そういうことになった。今までは家の中にしかいられたかったですね、外に出られなかった。そして、仕事につくこともできなかった。学校にも行けない。女性は、かわいい女の子が学校に行っちゃいけないかったですよ。それが行けるようになったんですよ。自由になつたという行動ができるようになったというのは、これは一番大きな変化じゃないでしょうか。それだけとつても、私は大変な改善だというように思ひます。

そしてまた、経済活動も、これはいいところ、悪いところ、いろいろあると思ひますけれども、活性化は以前よりはしている。それから、いろいろな生産活動も少しはよくなつてきているということです。

ですから、急に見違えるようにぱつと変わるといふようなことは無理なかもしれないけれども、そこところは少し時間をかけてじっくりと取り組んでいく問題だと思ひます。

タリバンとの関係も、今いろいろ話し合ひも始まつているようございしますので、そういう話し合ひに期待をいたしたいと思ひます。

○阿部(知)委員 これはどなたも御指摘のよう

に、我が国が中東の諸国から寄せられる信頼というの、私もパキスタン国内で経験しましたが、日本が唯一の被爆国で、そしてアメリカにあれだけ、いわば無差別爆撃に近い都市の爆撃を受けて、しかし六十年、本当に復興を果たしてきた国としての我が国の評判は非常に高いものがあると思ひます。

信頼というのは一朝一夕では築けない、歴史の重みでありますから、やはりこれは総理に、世界に向けて顔が見える、私はそれは何もインド洋での給油ばかりではないと思ひます。もつと本質的にやるべきことがあるだろうと思ひますので、きょうは総理の御答弁を伺いましたが、さらにそこは総理御自身が前に進めていただきたい、そのように考えます。

恐縮ですが、次に、高村外務大臣にお願いいたします。

私は、実は、高村外務大臣がイラク特別委員会に行ったことがございまして、一緒にイラクに視察に行つたことがございまして。そこで、一番私の今心に残りますことは、女性たちは確かにサダム・フセインの抑圧からは解放されたかもしれないが、怖くて外にも出られない、本当に治安状況が悪化してきているという話を聞いて、直後にあの国連本部でデモロさんという代表が爆殺され、以降、イラクの治安状況もアフガニスタンと負けず劣らず悪化してございまして。

私は、きょうの委員会を聞きまして、総理も高村大臣も、よくなつた点、こんな点、こんな点、こんな点と指標を挙げられますが、そして、もちろん私も野党は、いや、空爆による被害者はこんな点、治安はこんな点に悪くて、逆にマイナスマンを専らにもしかけて言っているのかもしれない。しかし、私は同時に、政府・与党も物事の足らざる点、本当にきちんと現実を見ようという作業が必要だと思ひます。

ちなみに、大臣はお目通しになつたことがございまして、大臣はイギリスでの下院国防委員会この報告書というものが二〇〇六年の六月からこと

しにかけて挙がつております。私は、これは予告をしていないので恐縮ですが、英国の下院の国防委員会の報告書というものにお目を通されたことはおありでしょうか。

○高村国務大臣 多分見ていないと思ひます。

ただ、ちよつと私が、明るい方ばかり政府が言う、こういうふうにおっしゃいましたが、これは野党の方が暗い方ばかりおっしゃるから、少しバランスをとって国民にもわかつてもらわなきゃいけないと思つてやつただけで、全体的には極めてバランスのいいものが国民に伝わつたのではないかと思ひます。

○阿部(知)委員 私は、これが暗いか明るいかは、やはりこれは委員長にお願いがございまして、現地でいろいろ支援にかかわつていらっしゃる、あるいは国際社会でこのアフガニスタン問題をどのように論議しているかという情報をこの国会に寄せてくださる方などをお呼びして、そういう形の参考人もやつていただきたいと思います。そうでないと、私もというの、実は本質的な部分を見ないで論議になつてしまつて私は懸念いたしますので。

そして、高村大臣にはぜひ後ほどお目通しいたきたいと思ひますが、私がこの英国の下院の国防委員会の報告書というのを見ますと、彼らはやはり自分たちの行つてきたこと、あるいは足らざる点、特に今英国はどちらかというとアフガニスタンの東部や南部に近いヘルマンドという、これは治安の悪い地域でございまして、ここである作戦に従事しておりますので、やはりその地域での復興と開発の道の遠さや、あるいは警察の訓練や司法部門の腐敗への取り組みが足りないんだと、具体的に、リアルに、私はこの報告書はなつていないと思ひます。

そういうきちんとした、何は進展し、何が足らざる部分で、何をなすべきかという論議には残念ながら、まだきょう野党は一回目ですから、この論議が深まつておりませんが、ぜひ、大臣には、この論議の過程の中で、諸外国はこのことをどう

論じ、また我が国はどう論じていくべきかのリーダーシップをきちんととっていただきたいと思ひます。

と申しますのも、私はきょう、実は、いろいろな皆さんのお話の中に出ます、北西辺境州という、パキスタンとアフガニスタンのいわば国境山岳地域で一九八四年からずっと医療支援活動をしている中村哲さんというお医者さん、この方は、二〇〇一年の十月十三日にこのテロ対策支援法の審議のときに、まさにアメリカが空爆を開始した直後、日本が何をなすべきかのごとき、参考人として来てくださった医師でもございますし、その後、いろいろな各政党がお呼びになったり、一体アフガニスタンはどうなっているんだというお話でテレビ等々でも報道をされておる方です。

その中村哲さんが根拠地としておりますペシャワールに、一九九八年になりますでしょうか、つくられたペシャワール病院という病院、これがございいます。(写真を示す)ベッドでいうと七十床、ここはハンセン病の患者さんの治療に当たり、あるいはちょうどこの、パキスタンとアフガニスタンの国境は一番バシュトウンの人たちがおられて、難民が多いところで、難民に対してのいろいろな治療や命を支える活動をしてございます。

この診療所が、この間のパキスタンの難民のアフガニスタンへのある意味での強制帰還、無理に帰すという言い方をしてもいいかと思いますが、その中で、この地域での活動が続けられなくなり、しかし、中村さん自身はもともとハンセン病の患者さんの支援のためにアフガニスタンの奥地にもどろんどろん、本当に診療所をつくってやっている方ですから、この拠点、この病院が維持できなくなるといふ状況の中でもめげず、次の拠点を求めて移動準備をなさっているのが現状です。

二十何年来、パキスタンの人にも感謝され、アフガニスタンの人にも感謝され、いわば国を問わず、そこで命のために支援をしてきた活動が今大きな難局にある、そのことの背景には、やはりこの中東地域の不安定さ、先ほども委員の質問に

もありましたが、例えばアフガニスタンに対して、イランやパキスタンとともに共同のテーブルに着いて、きちんと新しい和平の場がでなければ、ここでの全体の人々の命の安全が保てないという状況にございいます。

そして、これはいわゆる中村哲さんたちが全長約二十キロにわたってつくっておられる用水路の一部です。(写真を示す)先ほど与党の皆さんと理事会のときに、こういう用水路をつくっているときにアメリカが誤爆をして、誤爆というふうに言うべきかわかりませんが、この作業すら非常に大変であった。しかし、ごらんになればわかるように、緑の大地が復活して、こうした用水路を、手づくりですが、江戸時代の技法を用いてつくっている。そう申しますのは、その後も現地の人に譲り渡せるように、高度な技術は続かないこともあるからと。こういう支援、いわば医療と水と農業の支援をしておられるNGOの方から見ても、今の状況は決して楽観的には語れないというお話を私は伺いました。

これはそのほかのNGOの皆さんも異口同音におっしゃいますが、実はアフガニスタンの国内で、この間、いわゆるISAFを含めた軍事行動と、人道復興支援と言われる、中立性を担保して、いわば敵であれ味方であれ、傷ついた人を抱え込むような活動が、右手で軍事行動、左手で救援活動と行われるために、逆にNGOの皆さんにとっては非常に危険を増しているというふうな指摘もございいます。

高村大臣にはぜひ、我が国のNGOは実は世界に評価が高いのです。その中立性といい、献身性といい、本当に、派手なところにはと来て、ぱつと去るのではない我が国のNGOというのは、日本ボランティアセンターもそうですし、いろいろな評価を受けています。自衛隊の元隊員の皆さんが地雷撤去の活動をしておられるのも、その一つであります。井戸を掘る作業も、ほかにもいろいろなNGOがしております。そうしたNGOの活動は我が国の財産であり、

誇りであり、そして、やはり外務省も積極的にそれを支援するという取り組みの心意気と、そして今それが、治安の悪化、さらに軍事行動と一緒にたになった人道復興支援の中で危機に瀕していることに對して、大臣として、このNGOを支援するために何ができるか、何が必要とお考えをお伺いしたいと思います。

○高村国務大臣 私は、中村医師にはお会いしたことはありませんけれども、中村医師の活動には心から敬意を表しているわけであります。

やはり、そういうNGOが活動するについて、一応治安が維持されていないと活動がしにくいということがあるわけで、今委員は、いや、ISAFなんかがあるから治安が悪いんだという方向から一方的に述べられましたけれども、私は、全体的に見れば必ずしもそうではなくて、やはりアフガニスタン、カルザイ政権が治安を維持するための警察活動をする。ただ、まだまだタリバン勢力、タリバン勢力の中には穏健な方もいると、私はそうだと思います。そうだと思いますけれど、やはり相当の武力を維持している、アルカイダも中にいる、そういう人たちがいる中でカルザイ政権が治安を維持する。

それを国際社会に助けてくれと言っているときに、それをお手伝いするということと、そしてそういう中で、NGOの人を初め、あるいは各国が協調して人道復興支援をするということは、まさに車の両輪として両立させなければいけないだろうと思います。

誤爆の話がありました。そんなことがあつてはならないことであることは、それは間違いないこととであります。

それから、ある意味で、治安の維持といつても、ISAFがかなり戦闘行動に近いようなことをする中で、それがNGOの人たちにとって迷惑なことも場合によってはあるかもしれないけれども、全体的には、やはり、カルザイ政権が手伝わてくれと言われる中で国際社会がみんな手伝わている活動であるということは、私は認めなければ

いけない話だ、こういうふうに思っております。

そして、特に、これから日本がやろうとする、OE・F・M・IOの活動に對して補給活動をするということは、今までは、タリバン政権を駆逐するために、崩壊させるために、相当の軍事活動に對する補給の支援もありましたけれども、これからはないわけでありますから、あくまで海上阻止活動ということでありますから、それが人道支援と矛盾することは全くない、こういうふうに考えております。

○阿部(知)委員 いろいろなことを一挙に言っていたので、ISAFという活動、国際治安支援活動がかなり軍事的な色彩を帯びてきたというふうな高村大臣も認識しておられて、しかし、それが同時に地域の復興支援ということにかかわるようになりまして、そこに困難が生じているんだと。逆に、私は、ISAFという活動は国連決議に基づくものであり、我が国がそこに関与するかどうかは別として、それなりのルールはあるんだと思います。

しかし、そうした軍隊に守られた人道復興支援というのはやはり成り立たないということがこの間の経験ですので、ここは私も、ある意味、未知の分野なんだと思います。対テロということとは、これまでの、相手国があり敵がありという戦争と違うわけですから、ここでNGOの現場がそれはやりづらいと言っていることはやはり強く受けとめて、やっていくべきだと私は思います。

そして、今、OE・F・M・IO、海上阻止活動等は軍事活動じゃないんだとおっしゃいましたが、その点については、それが例えばアフガニスタンの空爆までこれまでやってきた、あるいはイラクへの転用もあるかもしれないなどの論議がございまして、ちよつと一段置かせていただきまして、もう一つ、私は、日本が何をやるべきかということにおいて、きょうお話がしたいと思ひます。

これは、今までの皆さんのお話にも多少は出てまいりましたが、この間、我が国は、ISAFで

もなくPRTでもなく、まあ海上の給油活動はやってまいりましたが、もう一つ、文民で行ったこととして、武装解除、DDRと呼ばれるものがございます。武装解除、動員解除、社会復帰、いわゆる国軍の兵隊を武装解除、銃、武器でですね、解除して、仕事についてもらう。この社会復帰の分野では、NGOも大変に活動してまいりました。

この治安分野改革、SSRと言われます中で、我が国が受け持ったDDRは、これは実に奇跡的なほどにうまくいったとある意味で言われています。そこは、日本が丸腰であったということ、うまくいったと。これは、またこの方も、今東京外語大学の教授になられた伊勢崎さんですが、ぜひとも、また皆さんで呼んで、聞いていただきたいです。

しかし一方で、国軍の創設や警察の再建、麻薬対策、司法整備という部分は、やはりはつきり言ってしまうといけない。先ほどの司法整備のところは、これは腐敗、汚職が多い。警察の再建というところは、ドイツが主に受け持ったわけですが、やはり警察官の素質、資質と申しますが、そこが十分訓練されていないという現状がある。これらは、軍事行動ではなくて治安分野の改革です。それから、あくまでも、区分けすれば、非軍事的な部門での一つのリフォーム、改革になるわけです。

ぜひ我が国は、この治安分野改革の評価をもっときちんとして、ここにこそ取り組むべきだ。例えば、先ほど私が御紹介しましたイギリスでの下院の委員会の報告書でも、まさに司法と警察のところを強化した方がいいだろうということが出てくるわけですね。例えば、我が国は今まではDDRの分野でしたが、司法改革分野をイタリヤと一緒にやれないか、あるいは警察分野はどうであるのか、そういう検討を始めていい時期。

もちろん、一方の治安確保の問題は、戦闘が激化している中でございます。だからこそ、総理には、頑張るってタリバンとの和平のテーブルもつ

くつていただきたい。もう人がこれ以上死んでいくさまを放置しないんだという日本の強い意思をこそ私は持っていたきたいと総理には思います。高村大臣にはぜひ、このスキームがこの間本当に成功するように、日本としてさらに検討を進めていただきたいですが、いかがでしょうか。

○高村国務大臣 武装解除の分野で日本が果たした役割を評価していただいて、ありがたく思っております。政府としても一生懸命関与したわけでありますから。

そして、その武装解除の分野につきましましては、要するに、北部同盟というタリバンと対立していた武装集団があつて、そして、それが一応正規軍に編入されて、そして、その正規軍を新しい正規軍にするために武装解除をして社会に復帰させた、こういう活動でありましたが、それは一応、合法的な軍を武装解除して、新たな軍をつくるためにしたわけですね。それから、非合法的な武装集団というのがまだたくさんあるわけで、それに対してDIAGという、DDRからDIAGということ、これから日本が中心になって取り組んでいきます。そういうことを一生懸命やりたいと思えます。

そして、日本はその部分で成功しましたが、そこだけにとどまらないで、今御指摘あつたように、それぞれの、司法分野とか警察分野とかいろいろあるわけで、そういうところも一つ一つの国が責任を持ってやっていまして、日本としてもそういうところのお手伝いはしていきたい、こういうふうにも思っております。

○阿部(知)委員 このDDRの成功の反面、ほかの四つがつかないで、権力の空白といいますが、軍事的空白ができて、そこに軍閥がばっこするという状態も来すと言われていますから、今大臣が前向きな御答弁でしたので、ぜひ我が国は、いろいろな場面、本当にやれること、それはまた国際的にも評価されておりますし、私は、何かあたかもインド洋での補給活動がなくなると我が国は評価されないんだなどという言い方は、

ちよつと自己評価が低過ぎると思います。これだけのことをみんな一生懸命やってきて、そして、アフガニスタンの方からも逆に日本の非軍事的支援は高く評価されているということを重ねて申し上げたいと思います。

最後に、石破防衛大臣にお伺いいたします。

きょうは、皆さん、インド洋での補給活動がメインテーマですので、補給活動というものがどのような形で、例えばイラク空爆などに転用されないか、あるいはアフガニスタン空爆までをも許容したものなのか否かという御議論がございました。

私は、この点で具体的なことをお伺いしたいと思いますが、これは先日来ここで話題になっておりますキティーホークの件でございます。

このキティーホークと申しますのは、一月の二十三日に横須賀を出まして、五月の六日、また横須賀に戻ってくるという中で、二月の二十五日にインド洋で給油を受けた、それは専らそこで給油を受けた油はOEFに使ったんだ、不朽の自由作戦にというお話でございました。

私は、きょう、石破大臣に具体的に一つ伺いたいの、ここにお出ししてありますのは、キティーホークの年次報告で、これは一年たつという文書として作成される年単位のもので、その船は横須賀を出るときから、その船は何を目的としてどこに行くのかということが、これは石破大臣の方が詳しくと思いますが、決められておるものだと思います。

ここに、ごらんになっていただきたい、お手元の資料の四枚目ですが、ここには二月二十三日という書きぶりですが、恐らくこれは一月二十三日の誤記ではないかと思いますが、ここには、キティーホークは、一月二十三日ないし二月の二十三日の段階で、「マラッカ海峡、ホルムズ海峡を無事に通過し、南方監視作戦(OSW)とイラク自由作戦(OIF)を支援する百四日の配備のために横須賀を出発。」となっております。

さて、大臣には、例えばバーレーンにございま

す連絡調整室で、ベコスからキティーホークに給油されるときに、当初から持っておったキティーホークのいわば目的、このような意図のもとに行つたぞという目的は知り得たのでしょうか、御存じだったのでしょうか。

○石破国務大臣 委員の御指摘は、私どもの補給艦からベコスに補給をする、そのベコスからキティーホークに行くことが、バーレーンでの調整時点において、はつきりとベコスからキティーホークに行くかという船に行くかということまで確認できたかという、それはいかがなものかという気が正直言つてしないわけではありません。

私どもの船から直接アメリカやイギリスやドイツやそういう船に補給しますときは、調整の場において何に使うんですかということもきちんと確認をいたします。補給艦に補給をしてその後どうするかということは、それはそれぞれの国が交換公文の趣旨を生かしてどうするかということになりますので、そこまで完全に調整官が知悉をしていたかといえば、それは完全にしていたとは言えない部分があるだろうと思っております。

その部分においても、しかし、米側との確認において、それがOEFに使われるということとはきちんと承知をしておたということでございますし、補給艦に補給をしますときは、そういうことはOEFのために使うのですよということも念押しをするほど確認をしておるところでございます。

○阿部(知)委員 そうしますと、先ほど笠井委員も御指摘でありましたが、アメリカにとつては、対イラクあるいは対アフガニスタンそして海上の阻止行動、総体は一連の行動であつて、我が国が勝手にこの部分だけOEFだと切り分けても、やはり、船には目的があり、その一連の行動をどう思うかということが国民にとっては判断の材料になるんだと思います。

それゆえに、大臣も本当はそう思っておられるんだと思いますが、補給艦への補給というのはそ

の後のフォローというのが極めて難問でござい
ますし、また、もし今大臣が、ベコスからキティ
ーホークに給油された時点で、そのキティーホー
クはそもそも横須賀港をOIFと南方監視作戦のた
め、イラクへの攻撃と南方監視作戦のために出る
という明文化されたものがあつて、御存じだつた
ら、それはベコスからの給油についても、交換公
文上、否とするんでしょうか。そこを明確にして
いただきたい。

○石破国務大臣 キティーホークがそのときにO
EFに従事しておったかどうかということは、
これは確認をして当委員会であるいは予算委員会
で御報告したとおりであります。また、これから
質疑の場におきまして、そのほかの船につきまし
ても明らかにし、そのことの正当性を私どもとし
ては申し上げたいと思っております。

それとは別に、今委員がおっしゃいましたよう
に、補給艦に補給をするということはどうなのだ
ということでございます。ただ、あの広いインド
洋において、補給艦、今度日本が引くことになる
かもしれませんが、しかし、あの広いインド洋にお
いて何隻か浮かんでいないとオペレーション全体
が難しい。そうすると、補給艦に絶対補給しませ
んということを法律に書くことが法技術上あるい
は実オペレーション上なじむのかといえ、それ
はなじまない。しかし、追跡が難しいとするなら
ばどのようにして確認するのかということは、私
どもとして、単に、交換公文として書いてあるか
ら、確認をその場でその都度その都度して
いるからというだけでは不十分ではないかという
認識を私自身持つておるところでございます。

どのようにして確認をすることが最も国民の皆
様方に信頼していただけるようになるか、私ども
の方でも今検討をいたしておるところでございま
す。

○阿部(知)委員 ここでの補給活動が補給艦に行
けば、あるいは行かずとも直接にアフガニスタン
空爆までやっておる、この件について国民が本当
に全貌を知らされて、賛否、賛成できるかどうか

か、これは引き続き議論を重ねていきたいと思
います。

ありがとうございます。終わります。

○深谷委員長 これにて阿部知子君の質疑は終了
いたしました。

次回は、明三十一日水曜日午前八時四十五分理
事会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

平成十九年十一月二日印刷

平成十九年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局